

第13回 只見ユネスコエコパーク推進協議会

日時 令和3年7月28日（水）

午前10時～正午

場所 只見振興センター

次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

- (1) 令和3年度ユネスコエコパークへの取り組みについて (各構成員)【資料1】
- (2) 令和3年度日本ユネスコエコパークネットワーク総会について (事務局)【資料2】
- (3) 国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う対策について (事務局)【資料3, 4】
- (4) その他

4. 報告事項

- (1) 只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園への編入について
(環境省東北地方環境事務所、福島県南会津地方振興局)【資料5、6】
- (2) 滝調整池堆砂処理計画の確実な実施に伴う土砂置場の設置について
(電源開発株式会社東日本支店田子倉電力所)【資料7】
- (3) 魚族在来魚保護と生態系保全の為のカワウの調査、駆除、追払いの重要性など
(伊北地区非出資漁業協同組合)【資料8】
- (4) 只見ユネスコエコパーク支援委員会の再任について (事務局)【資料9】
- (5) その他

5. その他

6. 閉会

-----< 資 料 >-----

- ・ 只見ユネスコエコパーク推進協議会会則
- ・ 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料1 令和3年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員によるユネスコエコパークへの取り組み計画について
- ・ 資料2 日本ユネスコエコパークネットワーク令和3年度総会の開催について
- ・ 資料3 国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策
- ・ 資料4 第12回只見ユネスコエコパーク支援委員会会議の討議結果に対する対応検討
- ・ 資料5 只見柳津県立自然公園区域の越後三山只見国定公園への編入について（環境省東北地方環境事務所）
- ・ 資料6 只見柳津県立自然公園区域の越後三山只見国定公園への編入について（福島県南会津地方振興局）
- ・ 資料7 滝調整池堆砂処理計画の確実な実施に伴う土砂置場の設置について
- ・ 資料8 魚族在来魚保護と生態系保全の為のカワウの調査、駆除、追払いの重要性 など
- ・ 資料9 只見ユネスコエコパーク支援委員会委員名簿

只見ユネスコエコパーク推進協議会会則

（名称）

第一条 本会は「只見ユネスコエコパーク推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第二条 協議会は、只見ユネスコエコパーク（ユネスコMAB計画の生物圏保存地域）の目的である自然環境と人間社会の共生を実現するために関係機関、団体の連絡・調整、課題解決を目的とする。

（構成、組織）

第三条 協議会は前条に定める目的に賛同する只見ユネスコエコパークに関係する別表1に定める関係機関、団体（以下「構成員」という）により構成される自主的組織である。

（事業）

第四条 協議会は第二条に定める目的を達成するために、次の事業に関する連絡・調整、課題解決のための議論を行う。

- （1）只見ユネスコエコパーク域内の自然環境、生物多様性の保護・保全に関すること。
- （2）只見ユネスコエコパーク域内の自然環境や資源を持続可能な形で利活用した地域の社会経済的な発展に関すること。
- （3）前1号、2号のための学術調査研究、人材育成に関すること。
- （4）只見ユネスコエコパークの情報発信に関すること。
- （5）その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

（会長、副会長）

第五条 協議会には、会長を置くこととし、構成員の互選によるものとする。

- 2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。
- 3 会長は、副会長を構成員の中から指名する。
- 4 会長に事故等があった場合には、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（協議会）

第六条 協議会は、会長が招集し、開催するものとする。

- 2 協議会は、構成員が平等の立場で話し合う円卓方式とする。
- 3 協議会の只見ユネスコエコパークの管理・運営に関する決定は、原則、協議会構成員全員の合意によるものとする。
- 4 協議会の入会、脱会には、協議会の承認を必要とする。
- 5 協議会は、原則、公開とする。ただし、必要があるときは、非公開とすることができる。

(只見ユネスコエコパーク支援委員会)

第七条 協議会は、只見ユネスコエコパークの管理・運営に関し、助言や提言を受ける学識経験者などの委員から構成される只見ユネスコエコパーク支援委員会（以下「支援委員会」という）を設けることができる。

- 2 支援委員会の委員は、協議会が選任するものとする。
- 3 支援委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によるものとする。
- 4 支援委員会は、検討すべき課題に関し、複数の部会を設けることができる。
- 5 協議会は、支援委員会の助言や提言を尊重するように努める。
- 6 協議会の構成員は個別に実施する只見ユネスコエコパークに関連する事業に関して、支援委員会に支援を求めることができる。

(事務局)

第八条 推進協議会は只見町が主管し、その庶務を処理するため、事務局を只見町の担当課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第九条 推進協議会の運営に必要な経費は、只見町が負担する。

(補則)

第十条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年7月10日から施行する。

別表1 協議会の構成員

只見町

只見町教育委員会

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

福島県南会津地方振興局

福島県南会津農林事務所

福島県南会津建設事務所

環境省東北地方環境事務所

檜枝岐村

電源開発株式会社東日本支店

株式会社東邦銀行只見支店

只見町商工会

JA会津よつば 只見支店

只見町森林組合

一般社団法人只見町観光まちづくり協会

伊北地区非出資漁業協同組合

南会津西部非出資漁業協同組合

只見地区区長連絡会

朝日地区区長連絡会

明和地区区長連絡協議会

只見地区婦人会

朝日地区婦人会

明和地区婦人会

日本MAB計画支援委員会

公益財団法人 日本自然保護協会

第13回 只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員 出席者名簿

No.	役職	所属	役職等	出席者 (敬称略)	備考
1	会長	只見町	町長	渡部 勇夫	出席
2		只見町教育委員会	教育長	渡部 公三	出席
3		関東森林管理局 会津森林管理署 南会津支署	支署長 主席森林官	黒木 尚 栗城 武実	出席
4	副会長	福島県南会津地方振興局	県民環境部 副部長 主事	渡邊 啓晃 國分 俊貴	出席 出席
5		福島県南会津農林事務所	企画部長	半沢 伸治	出席
6		福島県南会津建設事務所	事業部 部長 事業部 道路課 主任主査 企画管理部 企画調査課 主査	須田 秀明 村上 弘 高橋 俊幸	出席 出席 出席
7		東北地方環境事務所	主席国立公園保護管理企画官	黒江 隆太	出席
8		檜枝岐村	村長	星 明彦	欠席
9		株式会社東邦銀行只見支店	支店長	佐藤 健一	出席
10		電源開発株式会社東日本支店	所長代理	平根 貴弘	出席
11		一般社団法人 只見町観光まちづくり協会	事務局長	渡部 理一	欠席
12		只見町商工会	会長	目黒 長一郎	出席
13		JA会津よつば 只見支店	支店長	河原田 加代	欠席
14		只見町森林組合	代表理事組合長	山内 清示	出席
15		伊北地区非出資漁業協同組合	代表理事組合長 総務担当	目黒 芳雄 菅家 忠	出席 出席
16		南会津西部非出資漁業協同組合	理事	小沼 信孝	欠席
17	副会長	只見地区区長連絡会	会長	鈴木 厚	出席
18		朝日地区区長連絡会	副会長	酒井 昭博	欠席
19		明和地区区長連絡協議会	会長	馬場 正一	出席
20		只見地区婦人会	会長	新国 道子	出席
21		朝日地区婦人会	会長	角田 咲枝	出席
22		明和地区婦人会	会長	大竹 やい	出席
23		日本MAB計画支援委員会	委員	鈴木 和次郎	出席
24		公益財団法人 日本自然保護協会		朱宮 丈晴	出席

事務局:

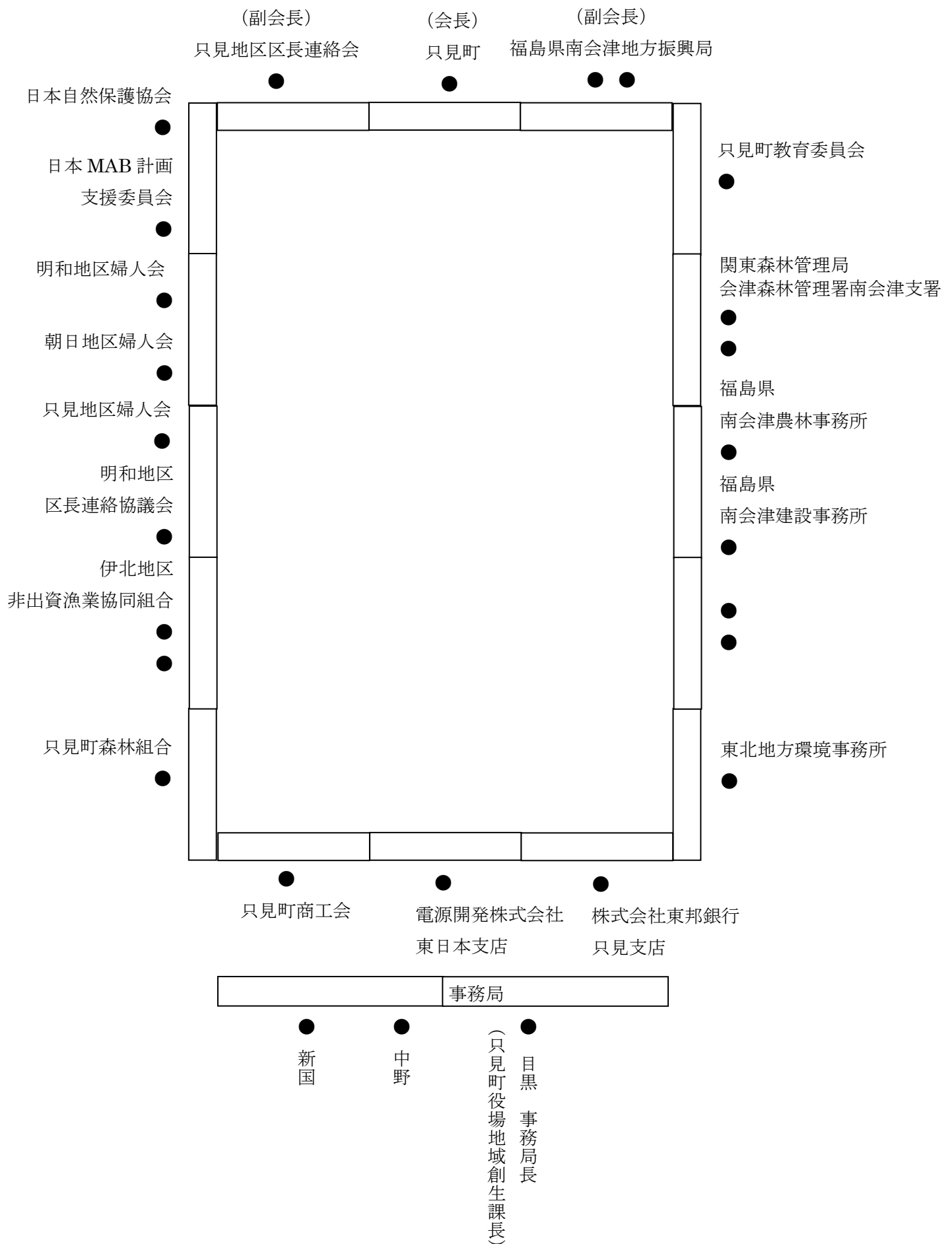
事務局長(只見町役場地域創生課 課長) 目黒 康弘

事務局員(只見ユネスコエコパーク推進専門監) 中岡 茂

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 主査兼係長) 中野 陽介

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 副主査) 新国 万寿美

第13回只見ユネスコエコパーク推進協議会 配席図



令和3年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会
構成員によるユネスコエコパークへの取り組み計画について

目次

只見町

- ① 「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
- ② 「ただみ観察の森」整備事業
- ③ 巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
- ④ 大曾根湿原の保全
- ⑤ 「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
- ⑥ 沼ノ平総合学術調査
- ⑦ 只見町公認自然ガイド育成事業
- ⑧ 在来イワナ分布調査
- ⑨ 「ただみ豪雪林業体験・観察の森」整備事業
- ⑩ 「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
- ⑪ 只見ユネスコエパーク活動支援補助金交付事業
- ⑫ ただみこども芸術計画

只見町教育委員会

- ① ユネスコスクール推進事業
- ② 伝統芸能保存推進事業
- ③ 八十里越調査事業
- ④ 民具収蔵庫整備事業

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

- ① 令和３年度 カシノナガキクイムシ防除事業
- ② 令和３年度 希少野生生物保護管理対策委託事業
- ③ 令和３年度 沼の平定点観測

福島県南会津建設事務所

- ・入叶津道路改良事業

伊北地区非出資漁業協同組合

- ・水産資源維持管理事業

朝日地区婦人会

- ・朝日婦人会 家庭からのエコ活動

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町①

事業名	「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	平成26年に只見町が制定した「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づき、町内の野生動植物の保護・保全を図り、地域の持続可能な発展を目指す。
実施期間	令和3年4月 ～ 令和4年3月
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ・只見町野生動植物保護監視員の委嘱（一般町民15名+町職員6名） ・只見町役場HPでの情報発信 ・野生動植物条例を周知する横断幕、看板の作成および町内の主要道路、林道沿いへの設置 ・特別採捕許可申請の受付
財源	町一般財源
期待される効果	自然環境や野生動植物の保護・保全が図られ、それらを基盤とした地域住民の生活が守られることが期待される。



条例を周知する横断幕の設置状況（二軒在家、県道 351 号沿い）



ライトトラップの禁止を呼びかける看板の設置状況（黒谷川沿い）

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町②

事業名	「ただみ観察の森」整備事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見ユネスコエコパーク地域内の自然環境や野生生物の実状を理解し、身近に触れて貰うこと、また、その保全を図ることを目的として、「ただみ観察の森」の整備を行う。
実施期間	令和3年7月 ～ 令和4年11月
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 整備済み観察の森 [ブナ林]…下福井、樫戸、梁取 [コビソヤナギ]…荒井原、杉沢 [ブナあがりこ]…蒲生 [コナラあがりこ]…黒沢 <指定・整備> ・下福井、梁取は、区に観察路の整備を業務委託。ブナセンター職員も作業に同行し現地確認。(梁取7/18実施済み、下福井7/18実施済み) ・深沢地内ブナ林、坂田地内ブナ林を新たに観察の森に指定することで調整中。 ・標柱、看板の作成と設置 <利用> 利用方針：教育機関の環境教育や視察研修の場などとして利用されるほか、一般の方でも原則、事前にただみ・ブナと川のミュージアム（只見町ブナセンター）において観察の森の利用についての説明を受けたのち入林可能。こうした手続きは、観察の森のオーバーユース（過剰利用）を防ぐほか、観察の森が集落近くにあることから森の利用による住民生活を妨げることなく、自然環境の保全と持続可能な利用を両立させるもの。 ・只見町ブナセンター、各振興センター主催で各観察の森で町民を主な対象とした観察会の実施を検討中。
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 対象地の保全が図れるとともに、区に観察路の整備を委託しているところでは地域住民に自然環境の保護・保全について理解していただくことができると考えられる。また、教育・研修として利用いただくことで只見の自然環境・野生動植物への理解に繋がることが期待される。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町③

事業名	巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	巨樹・巨木は、地域の自然度の高さを表す指標であり、教育や観光の資源ともなり、その保全を図ることは重要である。只見ユネスコエコパーク域内には、主なものとして全国的にも珍しいあがりこ型樹形のコナラの巨木群が存在する。しかし、ナラ枯れの影響を受けており、一部が枯損している。よって、当該巨木群を保全するため、ナラ枯れ防除を実施する。
実施期間	令和3年 6月、9月
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） - 令和2年9月、黒沢地区区薪平において、只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の齊藤正一氏（山形大学 農学部 客員教授）の指導、協力のもと新たな殺菌剤の注入作業をおこなった。 - 令和3年度は、地域創生課ユネスコエコパーク推進係およびブナセンターで殺菌剤注入木の生存確認調査を実施し、新たな薬剤の効果検証を行う。 - 生存確認調査は6月（薬害調査）、9月（薬剤効果調査）で行う。
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） 新たな手法によるナラ枯れ防除の効果が認められ、あがりこ型コナラの巨木群の保全が図れる。



全国的にも珍しいコナラの巨樹・巨木（あがりこ型樹形）
地域住民による過去の薪炭材利用の結果出来上がったもので人と自然との関わりを物語る



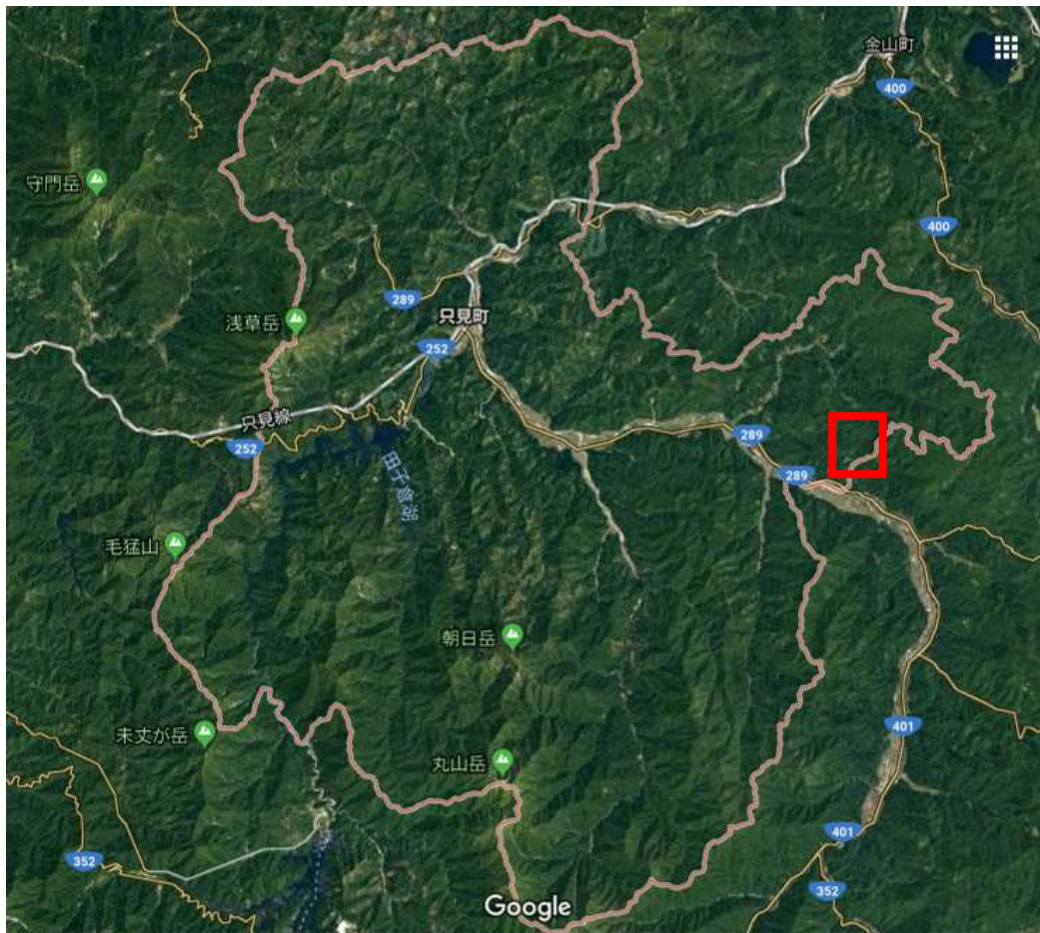
令和3年6月19日実施の生存確認調査の様子

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町④

事業名	大曾根湿原の保全
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ☒①自然環境、生物多様性の保護・保全 ☐②学術調査研究、人材育成 ☐③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	湿原は、そこに依存的に生育する動植物が存在し、さらには希少種も多く出現する。すなわち、地域の生物多様性に大きく貢献するものである。只見ユネスコエコパーク内にある大曾根湿原は只見町の天然記念物に指定されているが、湿原内に設置された木道が不朽し、容易に人が湿原内に踏み込むことができてしまい、さらには、木道が水の流れを遮り湿原植生の衰退を招いている。そこで、平成27年度に、木道の撤去（一部）を行い、湿原の保全を図り、さらに、湿原を観察できるように別途周遊道の整備を行っている。今年度も引き続き周遊道の整備・維持を行う。
実施期間	令和3年7月18日
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） ・梁取区に委託契約し、湿原の周囲に周遊道の整備（刈り払い）をおこなった。 ・あわせて、戦中の食糧難から当該湿原の水を抜き田畑とするためにつくられた水路跡から水が流れ出ているため、刈り払いでた枝葉を水路に入れた。
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） ・周遊道を利用することで湿原環境を観察できる。 ・湿原環境に対する人的な影響を回避できる。

大曾根湿原の位置（赤線枠）



湿原周遊道の整備（黄色線）



令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑤

事業名	「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ☒②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	「自然首都・只見」のブランド確立のため、科学的評価を行うとともに、住民への学習機会の充実等、研究成果の活用を図る。只見町の自然環境や生物多様性の保全・再生・活用に関する基礎研究から応用研究など、町内に存在する事象や課題に関する研究あるいは研究集会を実施する大学、研究機関等を対象として助成を行う。
実施期間	令和3年度内
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） ・5月上旬まで公募した結果、7件の申請あり。 ・審査の結果、3件の調査研究について助成金を交付決定。 ・1月下旬に成果発表会を実施予定。
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） ・只見町の自然や生活文化に関する新たな知見の発見 ・科学的調査に基づく只見町に関する情報の発信（研究者による学会等での発表） ・研究者の交流人口の増 ・地域住民への学習機会の充実

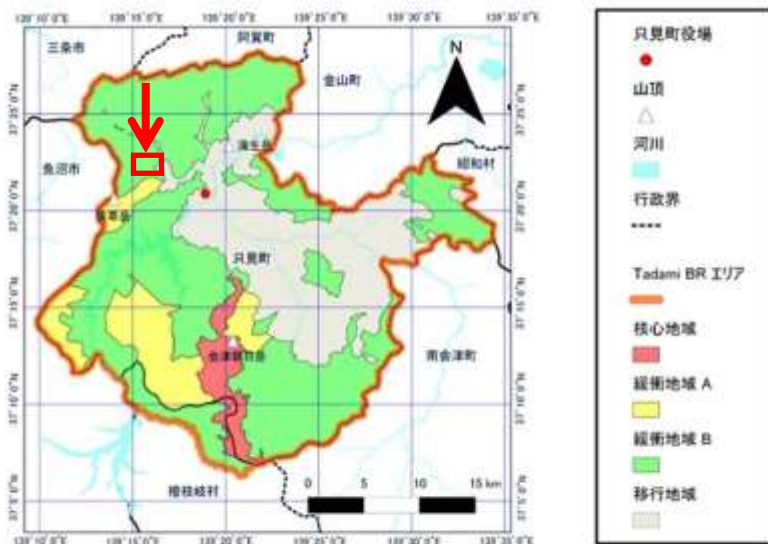
助成研究テーマと助成研究者一覧

No.	研究テーマ	助成研究者 代表	所 属
1	只見ユネスコエコパークおよび周辺域における生態系マップ作成	平山 英毅	東京情報大学
2	只見の古民家の建築的特徴と使用木材種の体系化	井田 秀行	信州大学
3	只見町木ノ根沢におけるゼンマイ個体群の動態と収穫適地の分布	武藤 実緒	横浜国立大学大学院

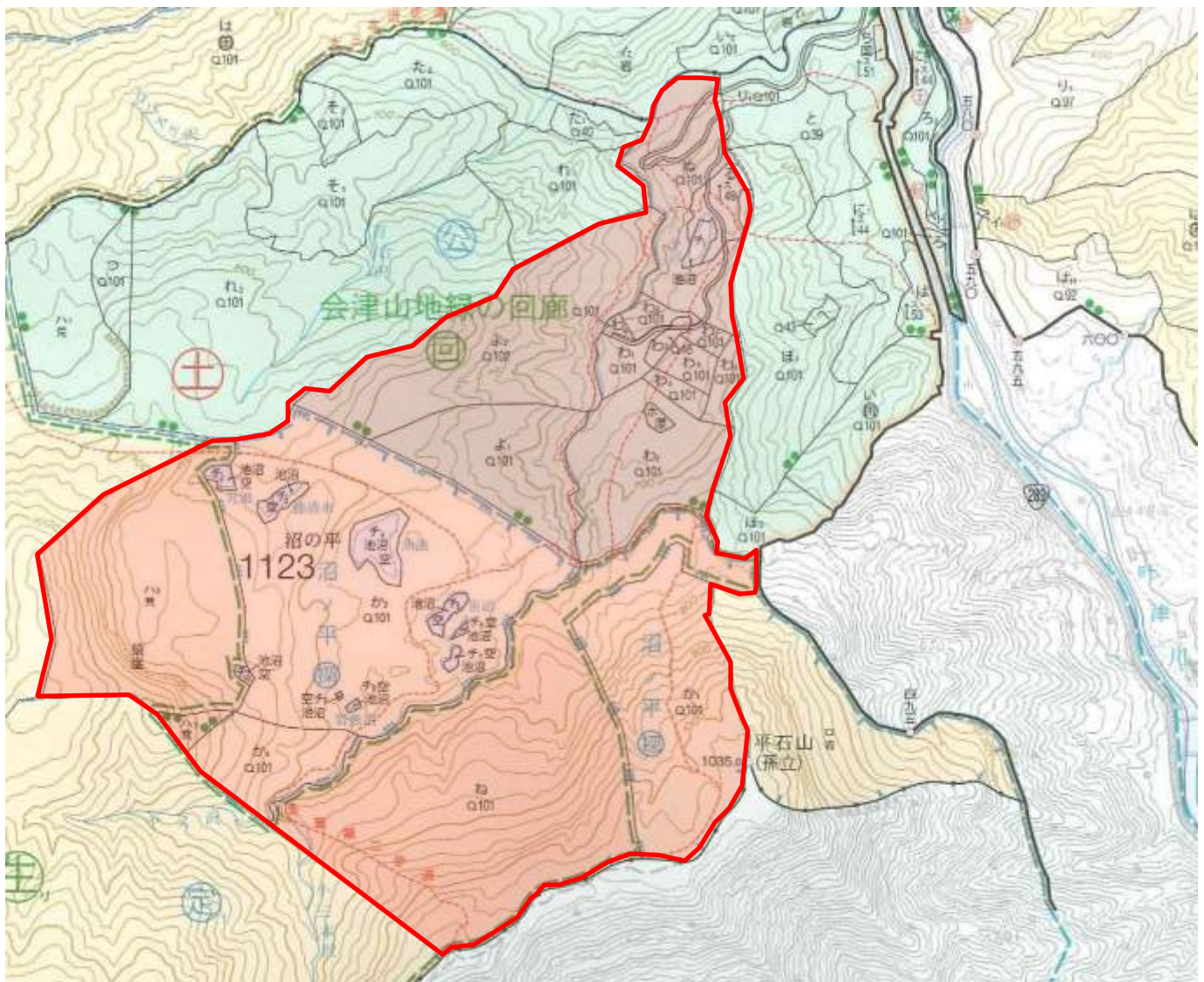
令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑥

事業名	沼ノ平総合学術調査
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	浅草岳の北東部に位置する沼ノ平の自然環境、生物相および生態系について調査し、得られた情報をもとに今後の沼ノ平の管理（保護・保全・利用）方針について検討する。
実施期間	令和3年度内（平成28～令和3年度まで、4年間計画）
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） ・これまでの調査の補足調査を行うとともに、年度内に報告書（ブナセンター紀要）の刊行を行う。
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） ・これまで未解明であった沼ノ平地域に関する自然環境、生物相、生態系についてが明らかになる。 ・それらの情報をもとに沼ノ平地域の今後の取扱いについて検討できる。



調査範囲は林班界を基準とし、レク森に指定されている範囲を中心に、地すべりの影響がある箇所、隣接する湿原、湖沼を含む範囲とする（下図の赤線枠内）。



会津森林計画図より

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑦

事業名	只見町公認自然ガイド育成事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ☒ ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町は、只見の自然環境や野生生物を案内、解説する町の公認ガイドの育成に努めてきた。認定済みの公認ガイドに対してのフォローアップの研修を行う。
実施期間	令和3年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ・現在、公認自然ガイドは16名。 ・フォローアップ研修は新型コロナ対策のため現地研修を中心に行う。
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) フォローアップ研修によりガイド個人の知見を広めるとともに、そのことによりエコツアーリズムの内容の向上が期待される。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑧

事業名	在来イワナ分布調査
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ☒ ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町の在来イワナであるニッコウイワナの保護・保全のため、分布調査を行う。
実施期間	令和3年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どのような方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ・住民への協力によりイワナの試料を収集し、DNA 解析により、ニッコウイワナの分布河川を特定する。
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) ・ニッコウイワナの分布河川が特定され、保全のための基礎資料となる。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑨

事業名	「ただみ豪雪林業体験・観察の森」整備事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパーク（ユネスコ MAB 計画における生物圏保存地域）登録地として、その理念・目的である「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・林業経営の実現を図る必要がある。そこで豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及、体験を図るため「ただみ豪雪林業 体験・観察の森」（体験の森）を指定し、モデルとなる事業を実施する。
実施期間	令和3年度内
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） ・平成29年度、平成30年度に「ただみ・豪雪林業体験・観察の森」（黒谷地内）で除間伐を実施したが、さらに追加で除間伐を実施した（5月、只見町森林組合委託） ・歩道の整備、標柱・看板の更新
財源	町一般財源（野村総合研究所グループによるふるさと納税）
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） ・多雪地域における森林施業のモデル林の整備が進んだ。

「ただみ豪雪林業体験・観察の森」の概要について

1 背景

(1) 町内の人工林の現状と課題

- ▶ 只見町には戦後造林された人工林（スギ、カラマツ）がある
→ この地域にとっては重要な資源
- ▶ 木材価格の低迷と割高な生産コストを背景に、経営的に放置
→ 資源（人工林）はあるが活かされていない。

(2) ユネスコエコパーク

- ▶ 只見町は、ユネスコエコパーク（ユネスコ MAB 計画における生物圏保存地域）登録地として、その理念・目的である「人間社会と自然環境の共生」に資するため、持続可能な森林管理・林業経営の実現を図る必要がある。

2 今後の森林管理経営の方向性

- ▶ 収奪的な林業ではなく、資源の持続的な育成、活用と環境負荷を最小化する育成林業を発展させる
- ▶ 豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及

3 ただみ豪雪林業体験・観察の森の概要

豪雪地帯に適応した森林管理技術の開発とその普及、そして体験を図ることを目的に「ただみ豪雪林業体験・観察の森」（以下、「体験の森」）を設置する（すなわち、只見地域での森林管理のモデル林の造成）。

- ▶ 体験の森の場所
只見町黒谷区の小沼昇氏所有のスギ人工林に体験の森を設定（平成28年）

▶ 体験の森での事業内容

- (1) 豪雪地帯に適した人工林の整備（除伐、間伐、その他の育林作業、歩道整備、その他の施設）によるモデル林の造成※「体験の森」は下記の管理区分にて管理する。
 - ①高年齢級人工林育成区：大径木生産のための収穫間伐を予定
 - ②針広混交林育成区：植栽木の内、不良形質木の間伐、有用広葉樹の育成を予定
 - ③一般用材生産林育成区：選抜育林法の実施を予定
- (2) 豪雪地帯林業の体験（間伐、下刈りなど、町内外者の林業者以外を対象）
- (3) 持続可能な森林管理の教育と普及（町内外の林業関係者を対象）
- (4) 森林レクリエーション（山菜採りやクリ拾いなど、町内外者を対象）
- (5) 環境教育（町内外の小中学生、高校、大学生を対象）

4 体験の森の位置



令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑩

事業名	「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	BRの目的でもある持続可能な資源の利活用による地域振興を推進する。 自然との暮らしの中で育まれた地域固有の伝統的な生活・文化は只見町だけの貴重な財産であり、これらを失わせることなく地域経済に生かすことを目的とする。 町内の天然資源や伝統技術を使用した産品を「自然首都・只見」伝承産品としてブランド化し、産品を通じた只見町の生活文化に関する情報の発信、産業発展および地域経済への貢献を図る。
実施期間	令和3年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どのような方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 1. 只見 BR 活動支援補助金事業でのパッケージ作成等の助成 (※詳しくは、只見町⑪を参照) 2. 「自然首都・只見」伝承産品の認証 「自然首都・只見」伝承産品認証制度の実施要綱に基づき、申請内容が認証基準に合致したものを「自然首都・只見」伝承産品として認証する。 3. 「自然首都・只見」伝承産品の販売・PR 活動 町内関連施設での伝承産品の販売、パンフレットの作成・配布、町 HP での PR 等
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) ・ 伝統文化の継承、発展 ・ 地域資源の活用 ・ 地域資源の活用および伝統文化に関する情報発信 ・ 地域経済に対する寄与

「自然首都・只見」伝承産品一覧（令和3年7月現在）

NO.	産品名	事業者名	代表者 職氏名
1	とうすけじいのはちみつ(トチ)		三瓶 藤助
2	凍み大根		菊地 リツ
3	手紡ぎぜんまい綿毛糸のコースター	風光舎	代表 熊倉 彰
4	奥会津「明和」の手作り民芸品	明和民芸品保存会	会長 齋藤 文良
5	みんなでつくったはぜかけ米	(株)RISESAPEUR	代表取締役 目黒 大輔
6	泉太のどぶろく(ブナの泉、ブナの雫)		佐藤 泉太
7	かじご焼き炭の消臭剤	只見町役場地域創生課	課長 目黒 康弘
8	あめ	会津産業(株)	代表取締役 須佐 金子
9	こくわジャム	会津産業(株)	代表取締役 須佐 金子
10	くろもじの楊枝と箸		目黒 吉助
11	トキあねの干しわらび		佐藤 恒雄
12	ぜんまい綿毛のコースター	つむぎや ikuko	原田 郁子
13	会津只見のつる細工	只見民芸品保存会	会長 目黒 勉
14	あめ	とちぼっこ	目黒 美樹
15	またたび細工、ヒロロ細工	またたび屋	代表 酒井 勝子
16	只見の木工製品	矢沢工芸	矢沢 純也
17	～ただみの森から～手染ぶなの葉 (手ぬぐい、巾着袋、トートバック等)	ぶないろくらぶ	代表 本多 一恵
18	ぜんまい綿毛糸の製品(名刺入れ、小物、マフラー、半幅帯)	風光舎	代表 熊倉 彰
19	只見の純朴小盆	深沢木工	三瓶 庄介
20	とうすけじいのはちみつ(クリ)		三瓶 藤助
21	じゅうねん油	げんき村 (只見農産加工企業組合)	理事長 藤田 力
22	秘伝 青豆みそ	目黒麴店	目黒繁夫
23	ククサカップ	ズック	原田 秀司
24	まるごと山なしジャム	会津産業(株)	代表取締役 須佐 金子
25	赤石(鉄石英)のアクセサリ	ピ・ピリカ	三瓶 彰治
26	布沢の森のはちみつ「オオパボダイジュ」		小林長美
27	布沢の森のはちみつ 「オオウラジロノキと春に咲く木の花」		小林長美
28	只見の手毬	ちよの会	代表 渡部 ヨリ子
29	泉太のどぶろく「ブナの煌」		佐藤 泉太
30	泉太のどぶカップ呑みくらべ		佐藤 泉太
31	布沢の森のはちみつ「ハリギリ」		小林長美
32	只見の純木皿		三瓶 庄介
33	只見の手毬(ネックレス、結ゴム、置物)	ちよの会	代表 渡部 ヨリ子

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑪

事業名	只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	人間と自然との共生を実践するユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、只見地域の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれらを拠り所とした地域の伝統産業、生活・文化の継承、発展に資する活動等に対して支援する。
実施期間	令和3年度内
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 対 象 者：「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現に資する活動に取り組む只見町内の個人、生産組合、団体、法人、集落等 補 助 額：30万円(※3年の期間につき、1事業主体あたりの上限額) 補 助 率：事業費の10/10以内 事業種目：①自然環境、野生動植物の保護・保全事業 ②教育・人材育成事業 ③持続可能な地域社会経済の発展事業 ④「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業 ⑤その他 募集案内：おしらせばん、只見町ホームページ、只見町ユネスコエコパークホームページ
財源	町一般財源
期待される効果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現への寄与。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町⑫

事業名	ただみこども藝術計画
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ☒②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	平成30年度に福島県立博物館の支援により、福島藝術計画 × Art Support Tohoku - Tokyo により只見子ども教室（放課後学級）を対象に只見の自然を組み入れた芸術活動を実施した。今年度は明和地区を対象に子どもたちに芸術活動の場を提供する。
実施期間	令和3年度内
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どのような方法で行うかなど、具体的に記載してください。） ・ 対象：明和地区子ども教室 ・ 講師：岩田とも子氏（アーティスト）、小林めぐみ氏（福島県立博物館） ・ 内容：只見町のブナ林を活用したアートワークショップ
財源	町一般財源
期待される効果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） 只見町内の子供たちを対象として、只見町の自然や文化に触れ合い、それらを通じた芸術活動（ワークショップ形式）の機会を設けることで、只見町の子どもたちが地域に学び、そして、彼らの未来や才能を拓くことにつながることを期待したい。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町教育委員会①

事業名	ユネスコスクール推進事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコスクールである町内小中学校の教育活動とユネスコエコパーク関連事業との連携を図ることにより、只見の自然環境とそれを拠点とした只見の伝統文化、歴史、産業を生かした町づくりなどに目を向け、世界平和と文化的な発展に寄与する人材の育成を図る。
実施期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） 只見小学校 「ふるさと只見、そして日本の未来を拓くたくましい子どもの育成～海とのつながりを通して、地域と自分と未来を見つめ、考え、行動する～」をテーマとし、只見の自然を感じる体験活動や防災の視点に立った体験活動を行います。只見町の担い手として、地球規模に物事を考える視点を持ち、身近なところからできることを考える児童を育成します。 朝日小学校 「つながりの中で育む「只見愛」～未来へ向かって行動できる子供の育成～」をテーマとし、気候変動や海洋の問題、町の観光や産業などを関連付けた学習を進めます。「只見学」の学びと海とをつなぐ単元構想の工夫や開発を進めるとともに、児童の主体性を高める教師のファシリテーション技術の向上を目指します。 明和小学校 「自立し、ともに生きる子どもの育成～地域に根ざし、広い視野でつながり深まる海洋教育の実践～」をテーマとし、伝統芸能である大倉八木節、小林早乙女、梁取神楽を学ぶほか、環境や人権、平和などについての思考を広げ、持続可能な社会を創り上げようとする児童の育成を図ります。 只見中学校 「水の都只見町からの発信～水から学び持続可能な社会の担い手となる生徒の育成を通して～」をテーマとし、総合的な学習の時間を中心に、海洋教育の視点を付加したE S Dを行います。地域との関わり、海との関わり、世界との関わりを意識させ、SDG sの達成を目指したプロジェクト学習を進めていきます。 各学校で只見学やE S D、グローバルな視点に立って故郷の課題や未来を考える海洋教育に取り組んでいます。
財源	町一般財源 他
期待される成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような効果が得られると考えますか。） 地域の自然を守ることが世界全体の平和につながる、地域文化を継承していくことが只見町の持続可能な発展につながるなどが意識づけられ、それらが、自ら考え進んで行動できる子どもの育成、地域を支える人材の育成につながると考えます。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町教育委員会②

事業名	伝統芸能保存推進事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見地域には、その歴史的、文化的背景を持って生まれた様々な伝統芸能が存在したが、近代化と過疎化の流れの中で、その多くは失われてきた。その中で、小林の早乙女踊りや梁取の太々神楽は現在も引き継がれており、後継者の育成を通じ、確実に次世代に継承する必要がある。それら伝統芸能の後継者育成を進める。
実施期間	令和3年12月 日 ～ 令和4年3月 日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ○令和4年2月25日(金)明和小学校にて芸能発表会を実施予定。 芸能発表会に向けた小学生の練習へ、講師謝礼等の補助。
財源	町一般財源
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 伝統芸能の後継者育成が確実になされている。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町教育委員会③

事業名	八十里越調査事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	越後と会津を結ぶ重要な幹線道路であった八十里越は、貴重な財源である歴史と文化を未来へつなぐ必要がある。新潟県三条市、魚沼市と連携し、八十里越を国指定文化財として登録する。
実施期間	令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ①八十里越の調査(場所：新道) ・令和3年6月4日 オンライン会議 - 八十里越調査保存整備委員・文化庁・新潟県・福島県・三条市・魚沼市・只見町調整会議 ・令和3年6月28日 大麻平 ～ 木ノ根峠 現地調査(只見町) ・令和3年(未定) 八十里越調査保存整備委員会 - 八十里越調査保存整備委員・新潟県・福島県・三条市・魚沼市・只見町 ・令和3年6月22日～令和4年1月20日(現場作業は秋予定) - 八十里越測量調査の実施(大麻平～木ノ根峠間 約0.55km) ・令和3年9月～11月 八十里越遺構調査の実施(県境付近の石積調査を予定) ②八十里越リレー講演会の開催(場所：魚沼市) ・令和3年9月 講演内容(未定) ※ 主催：魚沼市 共催：三条市・只見町・只見町教育委員会 ③八十里越保存整備活用委員会の開催 令和4年1月(予定)
財源	国庫補助金・町一般財源
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 三条市・魚沼市・只見町が国指定に向けて連携し事業を実施。八十里越を調査し、適切な整備・適切な活用をすることで、文化財が保存・継承される。また、国指定史跡に指定されることにより、交流人口の増加が見込まれる。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

只見町教育委員会④

事業名	民具収蔵庫整備事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	国指定有形民俗文化財『会津只見の生産用具と仕事着コレクション』2333点を保存するための収蔵施設を新築する。併せて、会津只見考古館と一体的な整備を実施することにより、公開、展示する施設を2022年（令和4年度）開館目標とし、整備を進める。
実施期間	令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月31日
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） ①会津只見考古館改修工事契約：令和3年6月4日 工期：令和3年6月7日～11月4日 ②会津只見考古館改修工事監理委託契約：令和3年6月18日 工期：令和3年6月21日～11月24日 ③ただみ・モノとくらしのミュージアム展示工事 展示詳細が決定次第発注 ④ただみ・モノとくらしのミュージアム外構工事契約：令和3年4月27日 工期：令和3年4月28日～9月24日 ⑤文化財室設計業務委託契約：令和3年6月29日 工期：令和3年6月30日～3年9月30日 ⑥文化財室設置工事 設計完了発注予定 ⑦『ただみ・モノとくらしのミュージアム』準備検討委員会 未定 ⑧『ただみ・モノとくらしのミュージアム』推進専門部会 ※随時開催 ・令和3年4月21日 ・令和3年5月27日 ・令和3年6月21日 ・令和3年7月8日
財源	町一般財源
期待される成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） 民具収蔵庫が新築されることにより、只見町の貴重な文化財が保存、活用される。また、会津只見考古館と一体的に整備することにより、只見町の歴史や民俗、文化などが理解され、学校教育や生涯学習の積極的活用を見出すことができる。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署①

事業名	令和3年度カシノナガキクイムシ防除事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	只見町の民有林を中心に発生しているナラ枯れ被害の拡大を防ぐ。
実施期間	令和3年6月18日 ～ 令和3年9月30日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) ナラ枯れ対策の一環として、只見町役場、南会津農林事務所と連携し、国有林内と民有林内にナラ枯れの原因であるカシノナガキクイムシを誘引するためのおとり丸太とフェロモン材を設置し、誘引されたカシノナガキクイムシを燻蒸処理により捕殺を行う。おとり丸太の設置箇所を増設し、国有林内で2箇所設置している。
財源	国有林野事業費ほか
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) カシノナガキクイムシの誘因・燻蒸できたことにより、ナラの枯死被害拡大を抑える。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署②

事業名	令和3年度希少野生生物保護管理対策委託事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	希少野生動植物種である猛禽類の生息環境の保全
実施期間	令和3年4月24日 ～ 令和3年8月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 猛禽類等の生態や調査に知見を有する団体に、南会津地区の国有林内に生息する猛禽類を対象とした調査を委託し、生息状況や繁殖状況等を把握し、国有林野事業の実施内容に反映させる。
財源	国有林野治山事業費ほか
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 生物多様性に配慮した森林整備や災害防止事業が実施される。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署③

事業名	令和3年度沼の平定点観測
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ☒①自然環境、生物多様性の保護・保全 ☐②学術調査研究、人材育成 ☐③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	地滑り地である沼の平における地形の変化を毎年観測し、必要に応じ事業計画に反映させる。
実施期間	令和3年8月、11月（予）
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） 南会津支署、只見町、福島県の職員と地域住民と一緒に沼の平の現地確認を行い、地滑りの状況等を観測する。また、年度末には連絡会議において、地域の関係者と今年度の観測結果とこの後の方針について情報共有・意見交換を行う。
財源	国有林野治山事業費ほか
期待される成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） 沼の平地域の保全と利用、災害防止について、地域関係者と現状の認識や今後の事業の計画等について共有が図られる。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

福島県南会津建設事務所

事業名	入叶津道路改良事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ☒①自然環境、生物多様性の保護・保全 ☐②学術調査研究、人材育成 ☒③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	八十里越道路（入叶津道路）は、一般車両が通行出来ない交通不能区間の解消を図ることを目的として、国土交通省・新潟県・福島県共同で、延長20.8kmの道路改良事業を進めている。
実施期間	昭和48年度～2020年代
実施内容	（※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。） - 生態系の保全 哺乳類、爬虫類及び両生類等の動植物の生息及び生育状況を把握するための調査を複数年かけて行い、その結果を踏まえて、事業による環境影響の回避または低減を図っています。 動物が道路上を横断することによるロードキルを低減させるため、道路の下に動物の通路（アンダーパス）を整備し、その利用状況についてモニタリングしています。 爬虫類及び両生類等についても、道路上を横断することによるロードキルを低減するため、側溝から道路側への侵入防止対策を実施しています。 側溝工事にあたり、両生類の産卵が確認された場所では、施工方法を変更し、産卵場を改変しない方法に変更しています。 - 猛禽類との共生を目指した道路整備 工事中は、モニタリング調査を継続し、猛禽類の営巣及び繁殖状況を確認しながら、猛禽類に配慮して施工を実施しています。 ※希少種の生息情報については、福島県情報公開条例等に基づき、控えさせていただきます。
財源	
期待される成果	（※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか） 現地調査を適切に行い、得られたデータを踏まえて生態系に配慮しながら事業を進めることにより、生態系に与える環境影響の低減が図られます。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

伊北地区非出資漁業協同組合

事業名	水産資源維持管理事業
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ☒ ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ☒ ②学術調査研究、人材育成 ☐ ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	ユネスコエコパークの町として魚族の保護と多様な活用を図りながら水産業の振興を図る。
実施期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 1) イワナ・ヤマメの放流による魚族生態系の保全(11月) 2) ワカサギの増殖事業による魚族生態系の保全(5月～6月) 3) カワウ駆除による魚族生態系の保全(6月～11月) 4) ブラックバスの駆除による魚族生態系の保全(6月～9月) 1)～4)については魚族の生態系保全に不可欠な事業として実践 5) 河川清掃・魚道管理による魚族生存環境の改善・維持(4月～11月) 6) 小学生による放流体験(11月)
財源	財源の一部補助があるも実施に当たっては100%の補助を希望する
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 上記実施内容について 1)、2) 魚族の保護・保全による個体数の増殖に努める。 3) 駆除作業の継続により被害を抑制したが捕殺にも限度があり難しいのが現状。 4) 捕獲には困難を伴うが、地道な作業を継続し、外来魚の増加数を抑制に向けけて取り組んでいく。 5) 産卵の為に逆上する魚族の障害物の撤去や「ませば」人口産卵場所の造成によるふ化率向上に努める。

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組み計画について

朝日地区婦人会

事業名	朝日婦人会 家庭からのエコ活動
ユネスコエコパーク の目標	※いずれかを○で選択してください ①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展
事業目的	家庭からのエコ活動で自然環境の保護・保全に取り組む
実施期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
実施内容	(※誰が、誰を対象に、いつ、どこで、どんな内容の事業を、どの様な方法で行うかなど、具体的に記載してください。) 婦人会が総会資料等でリサイクル運動やマイバックの使用を推奨する。 環境にやさしいEM せっけん作りと販売を行う。
財源	朝日婦人会活動費
期待される成果	(※事業の実施によって、ユネスコエコパークの推進にどのような成果が得られると考えますか) 家庭からのささやかな活動ですが、環境問題についての意識向上につながっているのでは、と思います。

令和 3 年 7 月 16 日

只見ユネスコエコパーク推進協議会
会長（只見町長） 渡部 勇夫 様

日本ユネスコエコパークネットワーク
会 長 山 田 憲 昭

日本ユネスコエコパークネットワーク
令和 3 年度総会の開催について

盛夏の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本ユネスコエコパークネットワークの活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます

さて、令和 3 年度総会については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防止する観点から、書面表決にての開催とさせていただきます。

正会員各位におかれては期日までに表決いただきますようお願い申し上げます。

時節柄ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 議決方法

書面表決書（別紙）の提出

2 提出方法及び提出先

書面表決書は返信用封筒により郵送にて J B R N 事務局（白山ユネスコエコパーク協議会事務局）までご提出ください。なお、提出期限に間に合わない場合は事前にメールまたはファクシミリにて書面表決書の写しを事務局までご送付ください。

3 提出期限

令和 3 年 7 月 3 1 日（土）必着

4 議決結果

書面提出期限後に議決結果を各正会員様へ郵送にてご報告いたします。

5 議件

総会提出議案

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 議案第 1 号 | 役員改選(案)について |
| (2) 議案第 2 号 | 令和 2 年度事業報告について |
| (3) 議案第 3 号 | 令和 2 年度収支決算について |
| (4) 議案第 4 号 | 令和 3 年度事業計画（案）について |
| (5) 議案第 5 号 | 令和 3 年度収支予算（案）について |

6 その他

ご不明な点があれば、白山ユネスコエコパーク協議会事務局へご連絡
をお願いします。（裏面へ続く）

【お問い合わせ・書面送付先】

日本ユネスコエコパークネットワーク事務局

白山ユネスコエコパーク協議会事務局

(白山市観光文化スポーツ部ジオパーク・エコパーク推進課内)

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

E-mail: ecopark@city.hakusan.lg.jp

TEL:076-274-9564 FAX: 076-274-9546

日本ユネスコエコパークネットワーク 令和3年度総会報告事項及び議件の概要

日時：令和3年7月31日（土）
書面による総会

議 件

議案第1号 役員改選(案)について

現役員の任期は令和元年7月1日から令和3年6月30日であり、規約第11条第2項により令和3年度総会の終結をもって役員改選となる。次期役員は、令和元年6月3日付JBRN役員・幹事の選任方法に関する合意書に基づき、別紙改選案のとおりとする。なお、本改選に併せて事務局も只見ユネスコエコパーク推進協議会に置くこととする。

議案第2号 令和2年度事業報告

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、参集して行なう事業が中止やオンライン開催となった。

会議については、オンライン開催による運営ワーキンググループ会議を計5回、書面表決により、幹事会及び総会をそれぞれ1回開催した。

広報事業としては、JBRNの啓発資材として、ポスターを1,200枚、エコバッグを1,200枚、JBRN紹介パネルデータ（全体紹介2枚及び10BR分 計12枚）を作成し、各BRに配布した。また、連携協定を締結しているイオン環境財団との事業として、JBRNプロモーションビデオ（日本語、英語）の作成をはじめ、苗木の里親プロジェクト、衛星リモートセンシングを用いた森の健康診断など、3件の連携事業を実施した。

また、ユネスコ未来共創プラットフォーム事業のワークショップ（オンライン開催）へ5回参加した。

議案第3号 令和2年度収支決算について

- ・収入合計 2,569,389 円、支出合計 837,778 円、次年度繰越金 1,731,611 円
- ・収入の部：
前年度繰越金 1,519,373 円、会員会費 1,050,000 円、預金利子 16 円を雑入に計上した。
- ・支出の部：
啓発資材の作成経費 801,800 円、オンライン会議のための Zoom 利用料 19,800 円のほか、事務費 16,178 円の計 837,778 円が決算額となった。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で会議や各種事業が中止もしくは延期となったことにより、講演会等未開催による報償費の不執行、こども霞が関見学デーやエコプロ 2020 などが中止や不

参加となったことによる旅費の不執行、JBRN 大会延期によるチラシ等広告費、会場使用料の不執行などの理由で、昨年度と比較し繰越金が多くなった。

議案第4号 令和3年度事業計画(案)

会議については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、白山 BR で予定していた JBRN 大会は中止とし、総会及び幹事会を書面決議により実施する。運営ワーキング等担当者間での会議については、引き続き ZOOM を利用したオンライン会議を行うなど、円滑な運営を行うことができるよう考えている。

広報事業については、新規事業として Facebook や Instagram など配信される SNS 広告を活用した情報発信に取り組む。また、BR ごとに保有しているユネスコエコパークの紹介や説明のパワーポイントデータを集約し、今後、JBRN 全体を紹介するパワーポイントの制作を検討していく。また、必要に応じて普及啓発グッズを制作し、関連イベント等において活用する。

ネットワーク内の情報共有、解決に向けた検討を行うため、屋久島・口永良部島 BR での現地研修会を開催する。

議案第5号 令和3年度収支予算(案)について

- ・収入支出ともに、2,732 千円を計上する。

- ・収入の部：

前年度繰越額は 1,731 千円

会費収入については、令和3年3月末で研究会員の十和田市が退会したため、50 千円減の 1,000 千円とする。

- ・支出の部：

会議等旅費については、昨年度、事業の中止等により予算を減額したが、今年度は既に子ども霞が関見学デーの開催が決定するなど、各種事業への参加が見込まれるため 200 千円増の 600 千円を計上する。

研修会等への講師招聘のため、報償費 100 千円、費用弁償 200 千円を計上する。

広告宣伝費として、子ども霞が関見学デーへのブース運営経費 100 千円、啓発資材経費 200 千円、SNS 広告配信費 800 千円の計 1,100 千円を計上する。

以上

日本ユネスコエコパークネットワーク 令和3年度総会次第

日 時：令和3年7月31日（土）
場 所：書面表決による開催

議 件

- 議案第1号 役員改選（案）について
- 議案第2号 令和2年度事業報告について
- 議案第3号 令和2年度収支決算について
- 議案第4号 令和3年度事業計画（案）について
- 議案第5号 令和3年度収支予算（案）について

その他

次回開催候補地 只見ユネスコエコパーク（福島県只見町）

「日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）」 趣意書

21 世紀の自然界を取り巻く環境は、世界的な規模の気候変動、急速な人口構成の変化、産業再編とグローバルな企業間競争など、様々な要因から大きな変革の時代を迎えており、人類は新たな課題に向き合おうとしています。

特に、地方においては、新たな開発のほか、過疎化、若者や企業の大都市圏への流出、地域産業の衰退などの社会環境の変化により、これまで保たれてきた生態系にも大きな影響が懸念されています。

これらの課題を解決するため、ユネスコにおいて、生物多様性の保全と利用を通して地域社会の持続的な発展を目指す「Biosphere Reserve（日本における通称：ユネスコエコパーク）」が推進されています。ユネスコエコパークの取り組みは、各主体の連携を図り、自然や文化を保全・継承しつつ、地域社会を発展させていくものです。

日本でのユネスコエコパークにおいては、それぞれの登録地域が、地域資源を活かし、地域にあったやり方で持続可能な社会を自らの手で創り上げるとともに、登録地域間のネットワークを構築し、調査・研究の成果、事業の戦略、ノウハウ等を共有することで、魅力ある地域づくりの取り組みがより活性化することが期待されています。また同時に、世界のユネスコエコパークとの連携を深めることにより、地球規模の持続可能な社会づくりにもつながります。

このネットワークは、日本国内におけるユネスコエコパーク活動の地域間連携を促進し、一つの地域では対処できないような課題への対応、社会への働きかけなどを行い、ユネスコエコパークの理念に基づいた人間と生物圏とのより良い関係を築いていくことを旨とするものです。

(議案第1号)

役員改選(案)について

任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日

〈会長〉

只見ユネスコエコパーク推進協議会 会長

(福島県只見町 町長)

渡部 勇夫

〈副会長〉

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会 会長

(NPO 法人大分環境カウンセラー協会理事長、日本文理大学名誉教授)

杉浦 嘉雄

〈監事〉

大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク協議会 会長

(三重県大台町 町長)

大森 正信

〈監事〉

白山ユネスコエコパーク協議会 会長

(石川県白山市 市長)

山田 憲昭

(敬称略)

(議案第2号)

令和2年度事業報告

1 会議等

○オンライン開催による運営ワーキンググループ 5回開催

令和2年7月7日(火)、9月30日(水)、10月26日(月)

令和3年1月29日(金)、3月19日(金)

○書面表決による幹事会

令和2年7月22日(水)

- ・令和元年度事業報告及び決算について
- ・令和2年度事業計画(案)及び予算(案)について

○書面表決による総会

令和2年8月20日(木)

- ・令和元年事業報告及び決算について
- ・令和2年度事業計画(案)及び予算(案)について

2 広報事業

○啓発資材作成

- ・JBRNポスター作成(A1判 1,200枚)
- ・JBRNエコバッグ作成(W360×H360×D110mm 1,200枚)
- ・JBRN紹介パネルデータ作成(全体紹介パネル及び10BR分 計12枚)



JBRN ポスター



JBRN エコバッグ



JBRN パネルデータ

○JBRNロゴマークの利用実績

- ・利用件数 3件
(啓発資材:ポスター、エコバッグ、パネルデータ)

○JBRNホームページの管理

- ・ホームページの管理運営

○JBRNとイオン環境財団との連携事業

- ・JBRNプロモーションビデオ(日本語、英語)の作成と公開
- ・イオン環境財団と各BRの連携事業数 2件
(苗木の里親プロジェクト、衛星リモートセンシングを用いた森の健康診断)

3 国内外のBRに関する情報収集と共有

○参加実績 ユネスコ未来共創プラットフォーム事業 オンライン参加 5回

(議案第3号)

令和2年度収支決算書

収入総額	2, 569, 389円
支出総額	837, 778円
差 引	1, 731, 611円 (令和3年度へ繰越)

収入の部

(単位:円)

項 目	令和2年度予算	令和2年度決算	比 較	備 考
繰越金	1,519,373	1,519,373	0	
前年度繰越金	1,519,373	1,519,373	0	
会 費	1,050,000	1,050,000	0	会員会費
正会員	1,000,000	1,000,000	0	10地域×100,000円
研究会員	50,000	50,000	0	1地域×50,000円
雑 入	627	16	△611	
預金利息	627	16	△611	預金利息
計	2,570,000	2,569,389	△611	

支出の部

項 目	令和2年度予算	令和2年度決算	比 較	備 考
報償費	200,000	0	200,000	
講演会等	200,000	0	200,000	
旅費	400,000	0	400,000	
会議出席等	400,000	0	400,000	
需用費	1,260,000	803,078	456,922	
事務用消耗品	30,000	1,278	28,722	
印刷製本費	30,000	0	30,000	
広告宣伝費	1,200,000	801,800	398,200	啓発資材作成(エコバッグ、PRポスター、パネルデータ)
役務費	65,000	21,940	43,060	
郵便料	30,000	2,140	27,860	
電話料	5,000	0	5,000	
通信費	30,000	19,800	10,200	Zoom 利用料
委託料	20,000	8,800	11,200	
ホームページ	20,000	8,800	11,200	HP サーバ管理費
手数料	420,000	3,960	416,040	
振込手数料	20,000	3,960	16,040	振込手数料等
会議室使用料	400,000	0	400,000	
予備費	205,000	0	205,000	
予備費	205,000	0	205,000	
計	2,570,000	837,778	1,732,222	

※会長専決による科目間の流用を認める

監 査 報 告 書

令和2年度日本ユネスコエコパークネットワーク収支決算について、監査を実施したところ、関係書帳簿並びに証拠書類は適正に処理されていたことを確認しました。

令和 3 年 7 月 16 日

監 事

杉浦 嘉雄 

令和 3 年 7 月 16 日

監 事

榎田 学 

令和3年度事業計画(案)

1 会議等

(1) 総会の開催

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面にて開催。

(2) 幹事会の開催

○ワーキンググループで提案された計画等を整理し、総会に付議すべき事項について協議する幹事会を書面にて開催。

(3) 運営ワーキンググループの開催

○JBRNの運営に関する仕組みや専門的な分野に対し意見を交換し、まとめた意見を幹事会に提案するためのワーキンググループを開催。

2 広報事業

(1) 情報発信事業

○JBRNホームページやSNS広告を活用した情報発信。

○ユネスコスクール全国大会などユネスコエコパークに関連するイベント等へのブースの出展。

(2) ロゴマーク活用事業

○JBRNの認知度向上を図るためのオリジナルロゴマークの活用及び使用管理。

(3) 普及啓発事業

○ユネスコエコパークの紹介、説明をまとめたパワーポイントの制作検討。

○必要に応じてユネスコエコパークの普及啓発グッズの制作及び活用。

3 ユネスコエコパークに関する情報の収集と共有

(1) 国内外のユネスコエコパーク関連情報の収集

(2) ネットワーク内の情報共有を図り、課題の共有及び解決を図るための意見交換を行う。

[研修会等の開催]

・各BRが抱える課題の共有、解決に向けた検討を行う研修会等の開催。

・地域の活動を学ぶ現地研修会の開催。

R3年度：屋久島・口永良部島BR(予定)

(議案第5号)

令和3年度収支予算書

収入の部

(単位:千円)

項 目	令和3年度予算	令和2年度予算	比 較	備 考
繰越金	1,731	1,519	212	
前年度繰越金	1,731	1,519	212	
会 費	1,000	1,050	△50	会員会費
正会員	1,000	1,000	0	10 地域×100,000 円
研究会員	0	50	△50	1 地域×50,000 円 (R2 退会)
雑 入	1	1	0	
預金利息	1	1	0	預金利息等
計	2,732	2,570	162	

支出の部

項 目	令和3年度予算	令和2年度予算	比 較	備 考
報償費	100	200	△100	
講師謝金等	100	200	△100	
旅 費	800	400	400	
会議等旅費	600	400	200	会議・子ども霞が関見学デー他
講師等費用弁償	200	0	200	現地 WG 研修会講師
需用費	1,160	1,260	△100	
事務用消耗品	30	30	0	消耗品
印刷製本費	30	30	0	会議資料印刷等
広告宣伝費	1,100	1,200	△100	子ども霞が関ブース運営費 100 啓発資材 200 SNS 広告配信費 800
役務費	45	65	△20	
郵便料	20	30	△10	
電話料	5	5	0	
通信費	20	30	△10	Zoom 利用料
委託料	20	20	0	
ホームページ管理	20	20	0	HP サーバ管理費
手数料	420	420	0	
振込手数料	20	20	0	
会議使用料	400	400	0	会議等会場使用料
予備費	187	205	△18	
予備費	187	205	△18	
計	2,732	2,570	162	

※会長専決による科目間の流用を認める

日本ユネスコエコパークネットワーク会員名簿

(役員任期:令和3年8月1日～令和5年7月31日)

正会員

(JBRN) 役 職	会員名称	代表者 役職	代表者氏名	代表者備考
会 長	只見ユネスコエコパーク 推進協議会	会 長	渡部 勇夫	只見町長
副会長	祖母・傾・大崩ユネスコエコ パーク推進協議会	会 長	杉浦 嘉雄	NPO法人大分環 境カウンセラー協 会 理事長(日本文 理大学名誉教授)
監 事	大台ヶ原・大峯山・大杉谷 ユネスコエコパーク協議会	会 長	大森 正信	大台町長
監 事	白山ユネスコエコパーク 協議会	会 長	山田 憲昭	白山市長
	志賀高原ユネスコエコパーク 協議会	会 長	竹節 義孝	山ノ内町長
	屋久島・口永良部島ユネスコ エコパーク地域推進協議会	会 長	荒木 耕治	屋久島町長
	綾ユネスコエコパーク 地域連携協議会	会 長	粂田 学	綾町長
	南アルプス自然環境保全活用 連携協議会	会 長	白鳥 孝	伊那市長
	みなかみユネスコエコパーク 協議会	会 長	鬼頭 春二	みなかみ町長
	甲武信ユネスコエコパーク 推進協議会	会 長	長崎 幸太郎	山梨県知事

日本ユネスコエコパークネットワーク規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本ネットワークは、日本ユネスコエコパークネットワーク（以下「本ネットワーク」）と称する。

2 英語名称は、Japanese Biosphere Reserves Network とする。

3 略称は、JBRN とする。

(目 的)

第2条 本ネットワークは、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）の人間と生物圏（MAB）計画における生物圏保存地域（以下「ユネスコエコパーク」）事業が目指す、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を通じた地域振興、その担い手となる人材の育成、地域文化の振興、その他ユネスコの諸活動の目的の実現を推進するため、日本国内のユネスコエコパーク登録地間の情報交換、交流、協働を通じたユネスコエコパークの活動の発展と向上を目指すことを目的とする。

(事 業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ユネスコエコパーク推進に関する事業
- (2) 情報収集・発信及び普及に関する事業
- (3) 各種要望活動に関する事業
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会 員)

第4条 本ネットワークは、次の区分の会員をもって組織する。

(1) 正会員 日本国内のユネスコエコパーク登録地の管理運営団体。但し、1つのユネスコエコパーク登録地に対して、正会員となることができる管理運営団体は1つに限る。

(2) 研究会員 ユネスコエコパークの登録を目指す自治体、または自治体を含む地域団体
(年会費)

第5条 正会員は、年会費10万円を納入しなければならない。

2 研究会員は、年会費5万円を納入しなければならない。

3 会員が納入した年会費は、返還しない。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、会長に届け出ることにより、入会することができる。

(退 会)

第7条 会員は、会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

(オブザーバー)

第8条 本ネットワークに、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が選任する。

第3章 組織

(役員)

第9条 本ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において、正会員に属する者のうちから正会員の互選により選任する。

(役員の職務)

第10条 会長は、本ネットワークを代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本ネットワークの会計その他の事務を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 前2項の規定にかかわらず、役員が属していた正会員で役職の異動があったときは、前任者は辞職し、新任者が役員を引き継ぐものとする。この場合において、当該役員の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 研究会員及びオブザーバーは、総会に出席することができる。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) その他、幹事会から付託された事項

(開催)

第14条 総会は、会長が招集し、原則として毎年度1回開催する。

2 緊急に議決すべき事項が生じた場合において、会長が総会を招集するいとまがないと認めるとき、書面をもって総会を開催することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決に加わることができる。

3 前項ならびに第14条第2項の規定により議決に加わる正会員は、第1項の適用について、総会に出席したものとみなす。(議決)

第17条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 幹事会

(幹事会)

第18条 本ネットワークに、その業務を円滑に推進するために、幹事会を置く。

(構成)

第19条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹事)

第20条 幹事は、それぞれの正会員において、それぞれの正会員に属する者のうちから、1名ずつ選出するものとする。

(幹事長)

第21条 幹事会に幹事長1名を置き、会長の属する正会員から選出された幹事をもって充てる。

2 幹事長は、幹事会を代表し、その業務を総理する。

3 幹事長の任期は、会長と同一期間とする。但し、再任は妨げない。

4 第11条第2項ならびに第3項の規定は、幹事長の任期についても準用する。

(副幹事長)

第22条 幹事会に副幹事長1名を置き、副会長の属する正会員から選出された幹事をもって充てる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 副幹事長の任期は、副会長と同一期間とする。但し、再任は妨げない。

4 第11条第2項ならびに第3項の規定は、副幹事長の任期についても準用する。

(権能)

第23条 幹事会は、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会から付託された事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第24条 幹事会は、幹事長が招集し、原則として毎年度2回開催する。

- 2 緊急に議決すべき事項が生じた場合において、幹事長が幹事会を招集するいとまがないと認めるとき、書面若しくは電磁的方法をもって幹事会を開催することができる。

(議 長)

第 25 条 幹事会の議長は、幹事長が務める。

(定足数)

第 26 条 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

- 2 幹事会に出席できない幹事は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面若しくは電磁的方法をもって議決に加わることができる。

- 3 前項ならびに第 24 条第 2 項の規定により議決に加わる幹事は、第 1 項の適用について、幹事会に出席したものとみなす。

(議 決)

第 27 条 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第 28 条 幹事会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 29 条 本ネットワークに、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 会計

(会 計)

第 30 条 本ネットワークの会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月末日に終わる。

- 2 会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 8 章 日本MAB計画支援委員会との連携

(連 携)

第 31 条 本ネットワークは、日本MAB計画支援委員会と緊密に連携し、本ネットワークの活動ならびに各ユネスコエコパークの活動を推進する。

第 9 章 補則

(補 則)

第 32 条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 本規約は、2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 全面改正後の本規約は、2015 年 10 月 6 日より施行する。
- 2 前項の全面改正の施行日以降、最初の会計年度の年会費については、第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、免除するものとする。
- 3 第 1 項の全面改正の施行日以降、最初に選出される役員の任期は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から 2017 年 6 月末日までとする。
- 4 第 1 項の全面改正の施行日以降、最初の会計年度については、第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から 2016 年 6 月末日までとする。

附 則

- 1 本規約は、公布の日から施行し、2019 年 4 月 21 日から適用する。

国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応策

No.		答申内容	対応策 (2020.7.31) (2021.7.19 進捗<赤字>)
1	(全般的事項)	国道 289 号八十里越道路（以下、八十里越道路）の周辺は、只見ユネスコエコパークの緩衝地域にあたり、只見ユネスコエコパーク内でもとりわけ自然度の高いブナ林など自然環境が存在し、生物多様性の豊かさを象徴する大型猛禽類のイヌワシ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠＢ類）・クマタカ（種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠＢ類）、大型哺乳類のツキノワグマ（IUCN レッドリスト 危急種）・ニホンカモシカ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）、小型哺乳類のヤマネ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）・クロホオヒゲコオモリ（環境省レッドリスト 絶滅危惧ⅠＢ類）、希少植物のヒメサユリ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧）・オオシラヒゲソウ（福島県野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物）、近年新種記載されたタダミハコネサンショウウオなどの両生類、分布南限となる昆虫類などの多様で希少な野生動植物が多数生息・生育する地域である。それらの保護・保全に取り組むことは只見ユネスコエコパークの関係者が担う国際的な義務と責任である。 八十里越道路の開設は、只見ユネスコエコパーク域内の住民の生活の向上に寄与することが期待される一方、自然生態系への深刻な影響が懸念される。本道路をユネスコエコパークの理念に沿った地域発展につなげるために、現時点でできる限り軋轢の可能性を排除し、多様な価値観を持つすべての住民に歓迎されるものとなることが望まれる。および将来、この道路が只見ユネスコエコパークに存在することの意義や影響について、世代を超える超長期の視点から多角的に分析することは、ユネスコエコパーク域内の貴重な自然に道路を開設する選択を行った地域の社会的使命と捉え、それに資する準備をすべきである。それゆえ、ユネスコエコパークの目的である自然環境と人間社会の共生を実現および只見ユネスコエコパークの「豪雪に育まれた自然環境と生活・文化を守り・活かす」という精神を実現するための連絡・調整、課題解決を目的とし、只見ユネスコエコパークを推進する当事者である只見ユネスコエコパーク推進協議会及び構成員においては、八十里越道路の開設に伴う諸問題についての解決を図るようあらゆる方策を検討し、実行に移すことを求めたい。さらに、只見ユネスコエコパークは 2024 年のユネスコ本部への定期報告を控えており、その中で八十里越道路の開設に係る課題への対応が報告され、自然と人間活動の調和・共生を実現するモデルケースとして国際的に情報発信されることを期待したい。	

2	(個別的事項)	1 道路供用前の道路工事に関するもの	1－① 「八十里越道路環境検討委員会」への地元組織の参加 既に八十里越道路工事は進められているが、道路工事の影響に関し、地元住民の意見を反映させるしくみが不足している。八十里越道路沿線の自然環境や野生動植物の保護・保全、および地元住民が入会権を持ち利用してきた生物資源の維持管理のためにも、それらに関する現況や実態を熟知している地元住民の議論への参画は不可欠と考える。生態系の改変を伴う公共事業において、地域の自然を慈しみ生態系サービスを楽しんできた地元住民の知見を事業に反映させることは、ユネスコエコパークの制度の理念や目的とも合致する。それはユネスコエコパークに望まれる合意形成のプロセスとしても重要である。以上のことから、八十里越道路の環境保全対策の検討を行う「八十里越道路環境検討委員会」（事務局：国道交通省長岡国道事務所・新潟県三条地域振興局地域整備部・福島県南会津建設事務所・業務受注者）に、地元住民および住民を包括的に代表する組織である只見町を委員として参加させることを求めたい。	<2020.7.31> （南会津建設事務所） （長岡国道事務所） ・八十里越道路環境検討委員会は、国道289号の八十里越道路の工事着手にあたり、その具体的な環境保全対策の検討を行うことを目的として学識経験者で組織する本委員会を設立しており、委員会にて猛禽類、希少動植物等の保全措置等について意見をいただき、適切に事業を進めています。 ・只見町には只見ユネスコエコパーク推進協議会の代表として、地元意見、調査等の要望、保全方法等の調整について適宜ご協力いただきたい。 <2021.7.19> （南会津建設事務所） ・建設工事にあたっては、平成9年から学識経験者で組織されている八十里越道路環境検討委員会にて猛禽類、希少動植物等の具体的な環境保全対策について助言を受けながら検討を進め、事業者が適切に工事計画に反映しています。引き続き、八十里越道路環境検討委員会の助言を受けながら検討を進めており、新たな委員を加えることは考えておりません。 なお、BRにおける課題については、長岡国道事務所にも情報提供しています。
3			1－② 只見町が定める「只見町の野生動植物を保護する条例」の遵守 只見町は「只見町の野生動植物を保護する条例」を定めている。工事実施者にも本条例の遵守を求めたい。具体的には、工事実施者には、本条例に基づく保護対象種およびその生息・生育場所を特定し、保護・保全を図ることが求められている。また当条例に抵触する事案が発生した場合には、工事実施者は只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ、解決する必要がある。	<2020.7.31> （南会津建設事務所） ・「只見町の野生動植物を保護する条例」を遵守するよう工事関係者へ周知していきます。 ・また当条例に抵触する事案が発生した場合には、只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ解決します。 （只見町） 工事実施者である長岡国道事務所、南会津建設事務所に対して、改めて、「只見町の野生動植物を保護する条例」にかかる保護対象種などの情報提供を行い、当該条例に抵触する事案が報告あった場合は共同で対策を講じることとします。 <2021.7.19> （南会津建設事務所） ・県では、只見町の野生動植物を保護する条例を順守するため、調査実施者の報告を踏まえて、施工業者と調整しながら工事を進めております。県としては、これまでの工事において、条例を抵触する事案が生じているという認識はございません。 なお、条例に抵触する事象が発生した場合には、只見町に報告し、町と共同して対策を講じていきます。

4			1ー③ 大型猛禽類（イヌワシ、クマタカ等）が存続できる静寂な繁殖環境の確保 八十里越道路の周辺は貴重な野生動植物の生育・生息場所であるために、その場所を特定し、その保護・保全を図ることが求められる。特に、大型猛禽類のイヌワシ、クマタカ等については、八十里越道路の全沿線が生息環境となっており、それら大型猛禽類の存続に不可欠な静寂な繁殖環境を確保することが不可欠である。したがって、そのためのモニタリング調査を継続して実施するとともに、そこから得られた科学的知見に基づいて必要な対策を検討し、実施すべきである。とりわけ、イヌワシの営巣地周辺では、営巣地が人間に直視されないような対策を講じることを期待したい。	<2020.7.31> （南会津建設事務所） ・静寂性について、モニタリングの継続により大型猛禽類の繁殖状況を確認し、繁殖が確認された場合、工事工程等の調整により影響の最小化に努めます。 ・営巣地が人間に直視されないような対策について、現在までは工事箇所から直視できる位置での繁殖は確認されていませんが、そのような状況が確認された場合、適切な対策を講じることを検討し、対応してまいります。 <2021.7.19> （南会津建設事務所） ・モニタリング調査により、平成 30 年度に工事現場から近い場所（工事箇所からは約 1 k m離れた箇所）で大型猛禽類の繁殖活動を確認したため、大型猛禽類の繁殖活動中断が確認された 5 月末日までは、除雪作業を含め一切の工事を見合わせました。5 月中旬には巣内雛が確認されましたが、下旬には雛又は巣立ち幼鳥は観察されなくなりました。5 月末日に環境検討委員会委員長と現地立会を行い、繁殖に失敗したと判断し、その後、工事を再開しました。これまでのモニタリング調査により、当該地域の大型猛禽類は複数の巣を利用しており、年により利用する営巣地が変わることを確認しています。
---	--	--	--	--

5	1－④ 野生動物の移動回廊の確保 八十里越道路の周辺は野生動物の生息場所であることから、道路建設時及び道路供用後の野生動物の移動回廊を確保する必要がある。そのためには、まず道路を利用する野生動物のモニタリング調査を的確に実施し、そこから得られた科学的知見に基づき、対策を検討し、実施に移すことが原則となる。野生動物の移動ルートに関する調査は平成 17 年に実施されたのみで、この際も 5 月と 8 月の合計 4 日間しか実施されておらず、その結果には生息している動物種の情報が抜けているなど十分な調査結果が得られているとは言い難い。また、平成 17 年から現在に至るまで相当年が経過しており、追加の調査の実施も必要であると考えられる。現状においても道路周辺が野生動物の生息場所であることは明らかであり、野生動物の道路横断は避けられない問題であると考えられる。したがって、道路全線において道路利用者に対して道路が野生動物の移動ルートであることの周知を道路標識の設置等で行い、保護を求める対策を講じることが第一に必要であると考えられる。さらに、野生動物の道路移動が多い箇所においては、より積極的に野生動物のロードキルを防ぎ、また、道路利用者の安全を確保するためにも、自動車等の走行速度を減速させる措置を講じることが有効であると考えられる。特に、野生動物の道路移動が多いとされ、道路が直線のため自動車等の走行速度が上がりやすいことが予想される白沢平及び大麻平付近の区間では（写真 1）、運転者に野生動物の移動を周知させる道路標識の設置は当然のことながら、野生動物と自動車等の運転手の安全が確保できる制限速度を設けるべきである。さらに積極的に自動車等の走行速度を減速させるための措置として、ハンプ hump やバンブ bump などの道路構造物の設置についても検討することを期待したい。 一方、すでに道路建設者側で、野生動物の道路移動が多い箇所においては野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防止策の設置を検討されているが、これは野生動物の移動ルートを寸断するばかりでなく、侵入防止柵より道路側に野生動物が侵入してしまった場合に野生動物は速やかに道路外に逃げることができず、結果的に事故等につながる危険性が高い。また、現状、侵入防止柵により寸断された移動ルートを代替する経路の確保も検討されていないようである。以上のことより道路沿線に野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防護柵の設置は行わないことが望ましい。 両生類（サンショウウオなど）の道路横断が予想される白沢平付近においては、まず、活発に活動する産卵期（4－6 月）の夜（雨天時）の道路横断の実態を調査して科学的な知見を得るとともに、現在設置されている道路横断ボックスカルバートの両生類の利用状況についてのモニタリング調査を行い、当該施設の有効性についての検証を行う必要がある。そのうえで、道路供用後の対策を検討、実施する必要がある。現状考えられる具体的な対策としては、道路利用者に対する両生類の道路横断に関する注意喚起を促す整備（季節的な注意喚起看板の設置など）や道路面に両生類のための横断溝（スリット）の設置が考えられる。	<2020.7.31> （南会津建設事務所） - 令和 2 年度調査より、哺乳類調査を実施します。 - 警戒標識（黄色看板）の設置を実施します。 - 当該地区は、全国的にも有数の豪雪地帯であり、冬期間においては除雪が必要です。ハンプ・バンブの設置は、段差による走行車両のスリップを誘発するばかりではなく、除雪作業の弊害になり、除雪作業の遅れ、サービス水準の低下が懸念されます。そのため、区画線を立体的に見せ、幅員狭小と見せることにより、速度抑制の対応は可能と考えます。 - 動物侵入防止柵は設置しません。なお、移動ルートについて調査を行い、必要な対策を実施していきます。 - 令和 2 年 4 月より、サンショウウオ類を対象とした、夜間を含む横断実態及び産卵状況の調査を実施しています。 - 過年度より、ボックスカルバートの利用状況調査を実施してきており、今後も継続して実施します。また、その調査の中で、側溝を這い上がり道路を横断することが確認されたため、実証実験を実施し、道路に這いあがれない構造とし、ボックスカルバートへ誘導する工夫をした工事を実施します。 <2021.7.19> （南会津建設事務所） - 道路周辺における哺乳類の生息状況を確認するため、令和 2 年度にフィールドサイン法（哺乳類の足跡、糞などの痕跡調査）による調査を 4 季（春夏秋冬）、センサーカメラを用いた写真撮影法による調査を 5 月～11 月まで連続して行いました。 - 警戒標識の設置位置及び設置内容については、関係法令や哺乳類調査結果等を踏まえながら検討中です。 - 区画線の設置箇所及び設置内容については、関係法令や哺乳類調査結果等を踏まえながら検討中です。 - 現在、両生類の生息、移動に関するモニタリング調査を継続して行いデータを収集しています。その結果を踏まえて、対策を検討し、工事計画に反映させる予定です。
---	--	---

6		1－⑤ 側溝等の野生動物への非トラップ化 路面排水のために側溝（U字溝）、集水枡、暗渠等が設置されているが、一部箇所を除き、小動物（小型哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫など）が側溝（U字溝）や集水枡等の構造物に落下した場合、これら構造物に小動物が脱出するための機能が設けられていないため、脱出は困難であり、死亡することが考えられる。従って、側溝に関しては、落下した小動物（小型哺乳類、両生爬虫類、昆虫など）の側溝からの脱出を確保するため、側溝設置区間に原則 10-20 m間隔で、特に溪流などの小動物の生息域付近・両生類の産卵場所付近・側溝が深い場所についてはより密な間隔で保護側溝（山側方向に緩傾斜の斜面など）を設置する必要がある。また、集水枡においても同様に小動物が落下した場合の脱出を助ける構造を設ける必要がある（写真2）。さらに、側溝などにより集水された雨水を溪流・河川や山地斜面などに流す場合、流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれているケースがあり（写真3）、これらについては連続性を確保する必要がある。	<2020.7.31> （南会津建設事務所） ・モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を検討していきます。 <2021.7.19> （南会津建設事務所） ・道路周辺における哺乳類の生息状況を確認するため、令和2年度にフィールドサイン法（哺乳類の足跡、糞などの痕跡調査）による調査を4季（春夏秋冬）、センサーカメラを用いた写真撮影法による調査を5月～11月まで連続して行いました。 ・道路周辺における両生類の生息状況を確認するため、産卵期にあたる4月～6月にかけて、昼夜の時間帯に道路周辺の水辺や水溜まりにおいて、卵囊・幼生・成体を確認し、種類及び個体数を記録しました。 なお、確認のためタモ網で採取した個体は、種類、成幼、個体数を計測した後、全数、元の場所に戻しています。 ・保護側溝の設置及び集水枡の改善については、現在、モニタリング調査を継続しており、その結果を踏まえながら、対策について検討中です。 ・側溝の流水放出口と斜面の連続性の確保については、現在、モニタリング調査を継続しており、その結果を踏まえながら、対策について検討中です。
7		1－⑥ 融雪剤を含む流水による両生類の生存への悪影響の回避 融雪剤 CaCl₂ の散布がサンショウウオ類の卵や幼生に対して孵化率や生存率の低下をもたらしうることを示唆する研究（照井 2018）がある。豪雪地帯を貫く八十里越道路においても冬季は融雪剤が散布されることが予想されるため、融雪剤を含む流水が両生類の産卵（池）地となるような滞水池に流れ込まないような道路施設構造および道路管理方法とする必要がある。	<2020.7.31> （南会津建設事務所） ・融雪剤を含んだ水が溜池に流れ込まないように、排水工を設け、そこで受けるよう工夫を実施しています。また、塩化物不使用の環境配慮型融雪剤の使用も検討します。 <2021.7.19> （南会津建設事務所） ・環境配慮型融雪剤の使用について、検討中です。

8		1－⑦ 道路を横断する小溪流の連続性の確保 小溪流は野生動物の生息環境であるが、これまでにそうした小溪流を横断する形で道路が建設され、道路横断物の溪流は暗渠といった人工構造物に取って代わっている。これまで設置された暗渠にはヒューム管などが使用されているものが多くみられるが、これは野生動物の移動を妨げてしまう問題がある。したがって、既設でヒューム管などを使用している場合は、野生動物の移動を妨げない構造物への交換や移動を促す構造への改修の検討を期待したい。今後新たに設置する場合は、溪流沿いに生息する野生動物の移動を妨げないような構造物の使用することが必要である。また、暗渠に使用する構造物と下流に接続する河川・溪流、山地斜面との間に連続性についても確保する必要がある。	<2020.7.31> (南会津建設事務所) - 令和2年度調査において、野生生物の種類と移動経路の把握を行い、保全上重要な箇所の把握を行っています。 - 道路の下に動物移動用通路（ボックスカルバート）を整備済みですが、今後それらの通路が高頻度で利用されるよう、通路への誘導対策や通路に侵入する際の障害等の解消を検討します。 <2021.7.19> (南会津建設事務所) - 既設のヒューム管などの設置箇所の改修については、現在、モニタリング調査を継続しており、その結果を踏まえながら、対策について検討中です。 - 新たに小溪流を横断する道路工事の際の人工物（暗渠など）と山地斜面など自然環境との連続性の確保については、現在、モニタリング調査を継続しており、その結果を踏まえながら、対策について検討中です。
9		1－⑧ 道路照明灯による野生動物への影響の回避 道路照明灯の光は、野生動物の行動に影響を与える恐れがある（昆虫の誘引、コウモリの夜間行動など）。したがって、八十里越道路の道路沿線やトンネル内に道路照明灯を設置する場合、照明灯には昆虫類、鳥類、哺乳類などの野生動物の行動に影響の少ない種類を選定し、使用する必要がある。また、それら照明灯の光は道路使用上の安全を確保する必要以上に拡散しないようにする必要がある（シェードの設置など）。	<2020.7.31> (南会津建設事務所) - 当該路線の照明には、ルーバータイプ（光の漏洩を極力少なくする）の照明や昆虫の誘引特性の小さい光源のLED照明の採用を検討し、野生動物への影響の低減に努めます。 <2021.7.19> (南会津建設事務所) - ルーバータイプ（光の漏洩を極力少なくする）照明の採用について引き続き検討中です。
10		1－⑨ 水生生物のための水質や溪流環境の保全 道路沿線の流域の河川にはイワナなどの水生生物が生息しているほか、地元漁協による漁業権が設定されている。従って、道路工事に伴う濁水などの溪流への流出を最小限に留め、魚族の保全に努める必要がある。また、工事に使用した資材のうち、溪流内に放置されている資材が見受けられるため（写真4）、道路供用後の管理・運用に不必要な資材については撤去し、溪流環境を保全する必要がある。	<2020.7.31> (長岡国道事務所) 水質や水生生物の保全のため、道路供用後の管理・運用に不必要な資材は供用までに撤去してまいりたい。 <2021.6.11> (長岡国道事務所からは支援委員会からの指摘箇所の放置資材は撤去済みの報告あり)

11		1－⑩ 外来生物の侵入予防 道路工事は一般に、自然生態系を攪乱しつつ多くの人物が往来しながら進行するので、外来生物が侵入しやすい。それらの一部は周囲の未改変地にも拡散し、在来野生生物種に深刻な影響を与える懸念がある。しかしそうした侵略的外来種に対して、事後的な対策は極めて困難である。侵略性の強弱の予測も難しい。したがって外来種全般について、なるべく侵入・拡散が生じないように、予防措置を講じることを求めたい。	<2020.7.31> (南会津建設事務所) ・特定の外来生物のみの侵入予防措置は、困難と考えます。 <2021.7.19> (南会津建設事務所) ・道路工事でできる予防措置として、道路工事関係車両については、定期的な車両洗車の徹底等の指導を行います。 また、外来生物の持ち込みをしないことの指導も行います。 しかし、外来植物については、風や野鳥による種子散布により侵入する場合があります。特定の外来生物(植物)を対象にした十分な予防措置は困難と考えます。 なお、BR地域として、独自の保全措置や参考とすべき文献等がありましたら、ご教授願います。
----	--	---	--

12		1－⑪ 緑化 道路建設工事により改変された道路周辺環境は修復・再生することが求められる。現状、道路工事により生じた掘削法面や盛り土の裸地について緑化の検討と実施がなされているが、緑化を実施するにあたって第一に現況の調査を実施し、科学的な根拠に基づいたユネスコエコパークにふさわしい緑化目標やロードマップを策定すべきである。現状における緑化対策で、誤った認識に基づく緑化目標が設定されているところが見受けられた。また、緑化目標やロードマップの策定あたっては、八十里越道路の周辺は自然度の高い環境が存在する場所であることや開通までの時間が残されていることから、時間スケールを考慮し、植生遷移の考え方も取り入れるべきである。緑化を実施する際は外来種を持ち込まないこと、遺伝子攪乱を行わないことが厳しく求められる。さらに、植生回復が適切に行われているかのモニタリング調査を実施し、その結果をもって適宜対策を検討、実施することが求められる。 緑化目標やロードマップの策定を進めるにあたっては、道路周辺では既に様々な立地条件で異なる時期に掘削法面や盛り土等が造成され、それぞれの場所で植物が侵入、自然に植生が回復している様子が観察できる（写真5～9）ため、これらの様々な立地と異なる工事時期の条件で現況の植生調査を行い、そこから得られる科学的データが大いに役立つと考えられる。大麻平の大盛土の平地ではブナの苗木を植栽することが検討されているが、現状、植生が自然に回復している箇所も見られ（写真5、6）、道路供用までの時間も残されていることから、原則、必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方に基づき自然回復に委ねることも検討すべきである。盛土の斜面でも、原則植生の自然回復を期待しつつも、現在、一部に雨水による斜面の浸食が見られるため、丸太を使用した簡易な土留工や木柵工あるいは生分解性ネットを設置し、土砂流亡を防止する対策を同時に実施することも検討すべきである。	<2020.7.31> （南会津建設事務所） ・植生は客土吹付けのみにとどめており、自然に種が舞って発芽するのを待つ対応をとっています。また、客土吹付した法面が浸食されているところは、土砂流出を最小限に防止する対策を検討します。 （長岡国道事務所） ・大麻平の高盛土の対応については、八十里越道路環境検討委員会にて意見をいただき、緑化を進める予定であるが、福島県農林事務所及び只見町と協議を進めて対応してまいりたい。 （只見町） ・大麻平の高盛土地については、当該地が只見町の所有地であり、長岡国道事務所に使用いただいているのであります。緑化いただくものとなっていますが、望ましい形について只見ユネスコエコパーク支援委員会の意見を伺いながら、長岡国道事務所と協議して参りたい。 <2021.6.11> （大麻平の高盛土地の緑化については只見町と長岡国道事務所とで必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方に基づき自然回復に委ねる方針で検討中）
13	2 道路供用後の道路の管理・運用に関すること	八十里越道路はその供用により、道路沿線の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えることが予想される。したがって供用後も引き続き、適切な方針のもとに管理運用を行うことが望まれる。当該地がユネスコエコパークの緩衝地域であることを踏まえ、方針の骨子としては、 1）原生的な自然生態系への影響、および地元住民の生態系サービスの利用への影響を最小化するための最大限の対策を行うことを基本とする、2）事前の影響予測によって、供用前に管理運用計画を策定して必要な対策をとること、3）検証可能なように、自然環境や動植物を対象としたモニタリング調査は供用前に開始し、供用後も長期間にわたって行う、4）事後のモニタリングには交通量や人の立ち入りなど、道路の利用に関する項目も含める、5）それらのモニタリング調査の結果を踏まえ、管理運用計画は順応的に変更する、6）一連の取り組みには関係する多様な主体が参画する。とりわけ管理運用計画の策定には地元住民の知見や意見が反映されるようにする。そのために情報共有と協議、意思決定を行うための包括的なしくみを策定する、の6点を強調したい。下記に具体的に検討すべき個別課題と対策案を記す。	<2020.7.31> （南会津建設事務所） 1)モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 2)モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 3)モニタリング調査については、毎年継続で実施しており、環境検討委員会の中でも、供用後の調査継続の意見が出ていることから、モニタリング調査を実施していきます。 4)モニタリング調査及び交通量調査を実施していきます。 5)モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきます。 6)只見ユネスコエコパーク推進協議会において要望を頂く他、電話やHPにて頂いたご意見・ご要望などに対応していきます。 <2021.7.19> （南会津建設事務所） ・自然環境や動植物を対象にした供用後のモニタリング調査は、八十里越道路環境検討委員会の検討を踏まえて決定する予定です。道路の利用に関する項目としては、供用後において、交通量調査を行う予定です。

14		2－① 情報共有 工事中の既存道路の管理・運用方法について地元への情報提供がほとんど無い現状を鑑み、供用後の状況が懸念される。専門家および道路周辺の地権者（国有林）、只見町、地元住民の意見を、道路の管理・運用方法の検討・決定プロセスに反映する機会を求めたい。道路供用後に生じる課題についても、関係者で情報を共有し、ユネスコエコパークにふさわしい対策を検討し、実施に移すことが求められるとともに、そのための協議・調整の場の設定が必要である。	<u><2020.7.31></u> （南会津建設事務所） 福島県の道路管理要領等に基づき、適切に道路管理してまいります。 供用後の道路管理につきましても、引き続き電話や HP にて頂いたご意見・ご要望などに対応してまいります。 <u><2021.7.19></u> （南会津建設事務所） ・福島県が管理する国道 289 号（福島県側）については、県の道路管理要領等に基づき、適切に道路管理します。また、供用後の道路管理についても、電話や HP にて頂いたご意見・ご要望などに対応します。
15		2－② 事前評価と連続した事後評価 道路周辺に生息する野生動物のモニタリングを道路供用前から行い、管理・運用の方法に反映させる必要がある。	<u><2020.7.31></u> （南会津建設事務所） モニタリングについては、毎年継続で実施しており、環境検討委員会の中でも、供用後の調査継続の意見が出ていることから、モニタリング調査を実施していきます。 <u><2021.7.19></u> （南会津建設事務所） ・道路周辺における哺乳類の生息状況を確認するため、令和 2 年度にフィールドサイン法による調査（哺乳類の足跡、糞などの痕跡調査）を 4 季（春夏秋冬）、センサーカメラを用いた写真撮影法による調査を 5 月～11 月まで連続して行いました。現在もモニタリング調査を継続しており、それらのデータを活用し、管理・運用を見据えながら、必要な対策について検討中です。

16			2－③ 法令順守道路利用者に対して「只見町の野生動植物を保護する条例」が遵守されるように特段の配慮を行う必要がある。具体的には、当該条例周知のための看板・横断幕等の設置や只見町野生動植物保護監視員による道路利用者に対しての当該条例に関する指導を行うことが考えられる。	<u><2020.7.31></u> （会津森林管理署南会津支署） 只見町が、当該条例周知のための看板・横断幕等を、道路敷外の国有林野内に設置する必要が生じた場合、貸付手続等について助言の予定。 （福島県南会津地方振興局） ○ 県では、福島県自然環境保全条例に基づき、県内に所在する国立・国定、県立自然公園及び自然環境保全地域・緑地環境保全地域において、自然保護指導員を配置し、公園利用者や各種行為者等への指導を行うとともに、自然環境、公園施設等の状況について、所轄振興局に業務報告を行っている。 ○ 只見町については、越後三山只見国定公園（只見分）、只見柳津県立自然公園（只見分）に、各 1 名を配置している。管内 15 名配置。 （只見町） 当該条例を周知する看板・横断幕等を会津森林管理署南会津支署や福島県南会津建設事務所、地元集落等に相談・許可を得ながら設置することとします。また、只見町野生動植物保護監視員の活動による指導も行っています。
17			2－④ 希少個体群の保全 道路沿線の流域の河川はイワナなどの水生生物の重要な生息地であり、さらには地元漁協による漁業権が設定されている。イワナについては、只見地域の在来種であるニッコウイワナ（只見町の野生動植物を保護する条例に基づく只見町貴重野生動植物種に指定、準絶滅危惧種（新潟県等））が生息している可能性がある。道路供用により、これら漁業源の乱獲が予想されるため、漁業資源と魚族の地域的な遺伝子の保護・保全のため禁漁区（保護河川）の設定を検討する必要がある。保護河川の候補地としては、比較的に入渓しやすい木ノ根沢とニッコウイワナの生息の可能性がある叶津川源流部が考えられる。	<u><2020.7.31></u> （伊北地区非出資漁業協同組合） 町と協力し、ニッコウイワナなどの生息調査を実施し、禁漁区域と活用区域を設定する。守るところは守る、活用するところは活用するという方針を町内外にわかりやすく発信していく。 （只見町） 伊北地区非出資漁業協同組合の要請に応じ、在来イワナの生息分布調査などに協力していきます。 <u><2021.6.11></u> （令和 2 年度より只見町は伊北地区非出資漁業協同組合の協力の元、在来イワナの生息分布調査に着手）

18		2ー⑤ 地元住民の入会権行使の継続とそれに基づく活動環境の確保 八十里越道路周辺の山林原野は国有林および民有地であり、ここでは歴史的に地元住民が入会権に基づき山菜・きのこの採取や薪炭材生産などで林産資源を持続的に利用しながら生活してきた。八十里越道路周辺は、只見ユネスコエコパークの精神である“豪雪に育まれた自然と伝統的な生活文化を守り、活かす“を体现する核心的地域であり、入会権は只見ユネスコエコパークの存立を左右する基礎的事項である。入会権を有する地元集落（叶津、入叶津）では、かつてのような林産資源の利用の規模はないものの、入会権の効用が広く認識されており、入会権継続の希望があった。また、八十里越道路が開通後の道路からの入会地への侵入者による不法採集のほかゴミの不法投棄を、住民は第 1 に恐れている。住民の中には、不法採取者と遭遇した際、暴力的に脅迫された経験をもつものもあった。したがって、八十里越道路の供用後においても地元住民の入会権とそれに基づく活動ができる環境を確保する必要がある。対策として、警察との協力に基づく、監視カメラ設置、監視員配置、携帯電話基地局設置による通報体制、只見町独自の条例等の上乗せ規制等が考えられた。これら対策には一定の効果が期待できる一方、いずれも効果は限定的であるため、此等の組み合わせや新たな方策等の工夫が必要と考えられる。	<2020.7.31> （会津森林管理署南会津支署） 当該地域の国有林における地元住民の入会権については、当支署と叶津共用林野組合との普通共用林野契約が該当する。本契約は、これまでも5年毎に更新してきており、特段の事案が発生しない限り契約更改は可能である。 また、現在、支署において実施している林野巡視および共用林野組合が設置する注意喚起の看板以外に、入会権に基づく環境を確保するための施設を国有林野内に設置する必要性が生じた場合、貸付手続等について助言の予定。 （福島県南会津地方振興局） ○ 県では、不法投棄防止に向けて、以下の取組を行っている。 ①産業廃棄物不法投棄監視員の設置 管内に 7 名配置（只見町 1 名）し、監視パトロール、情報収集、啓発、不法投棄等行為に対する指導等を実施。 ②業者委託による監視パトロール 毎年 4～12 月の間、県では休日及び平日夜間において警備会社による監視パトロールを実施。※令和元年度の管内での実施回数は 98 回。 ③産業廃棄物適正処理監視指導員の配置 いわきを除く県内 6 地方振興局に警察官 OB を 1 名配置。年間約 190 日の監視活動等を実施。 ④不法投棄監視カメラの設置 不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置。 ○ また、県では、県・市町村等の行政主体による監視に加え、地域住民等による日常的な監視体制づくりを推進するため、「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」により、地域での啓発活動や監視パトロール活動、地域環境整備活動への支援を行っている。 （只見町） 通信環境の確保のため、携帯電話基地局の設置を要望していきます。また、会津森林管理署南会津支署、福島県南会津地方振興局の既存の監視体制に加え、警察、地元住民の協力に基づく監視体制の構築を検討して参ります。只見町独自の条例による規制については、研究の上、検討して参ります。
----	--	--	---

19		2ー⑥ 作業道等の利用 現在、八十里越道路から周辺林分へアクセスできる作業道・歩道などが設けられているが、現状のまま道路供用が開始された場合、道路利用者がこれらのアクセス路から周辺の森林や河川へ入ることを可能にし、自然環境の破壊・改変や野生動植物の違法な採取・捕獲が横行することが強く懸念される。従って、道路供用にあたってはこれらアクセス路の適切な管理を行う必要がある。例えば、沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する作業道については、沼ノ平及び作業道周辺の湖沼に生息する貴重な野生動植物（吉井ほか 2013）の保護・保全を図るためにも、入り口にゲートを設置、施錠するなどの対策を講じる必要がある。また、大麻平付近に存在する旧八十里越明治新道については、現在、只見町教育委員会が国指定の史跡化を目指すとともにその活用を検討しているため、検討結果を待ち、原則利用を不可としつつガイド付きの限定的な利用などを検討するのが望ましい。	<u><2020.7.31></u> （会津森林管理署南会津支署） 沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する治山管理用道路については、令和2年度、入り口にゲートを設置、施錠のうえ、関係者以外進入禁止の標識を設置の予定。（南会津建設事務所）道路管理上、道路利用者に対しての立入防止対策を講じます。なお、各箇所へのアクセス道の入り口にゲート等の設置については、地域との協議の上対応を検討し、道路管理上必要な管理を行います。（只見町教育委員会）現在2市1町（新潟県三条市、魚沼市、福島県只見町）で調査を進めるとともに今後の整備、活用について検討しています。旧八十里越明治新道には、危険な場所等もあることからガイド付きの限定的な利用が望ましいと考えています。なお、今回の答申内容を2市（新潟県三条市、魚沼市）と情報共有し、今後どのような活用ができるか検討してまいります。
20		2ー⑦ 駐車スペースの利用 現在、八十里越道路には自動車等の走行路線のほか自動車等が駐車可能なスペースが設けられている。また、今後についても道路に接続するように除雪車等の巡回場が設けられる予定となっている。これら道路施設についても、アクセス路同様にそこを拠点とした道路利用者による周辺の森林や河川へのアクセスを可能とし、自然環境の破壊・改変、野生動植物の違法な採取・捕獲が横行する可能性が高い。従って、そうした可能性のある道路施設については適切な管理の方法を検討し、実施に移す必要がある。	<u><2020.7.31></u> （南会津建設事務所） 道路管理上、道路に接続する除雪車等の巡回所において、道路利用者に対しての立入防止対策を講じます。なお、地域との協議の上対応を検討し、道路管理上必要な管理を行います。 <u><2021.7.19></u> （南会津建設事務所） ・道路管理上、道路に接続する除雪車等の巡回所において、道路利用者に対しての立入防止対策を講じます。
21		2ー⑧ 対策案 ⑤～⑦の対策の柱として、浅草岳入叶津登山口駐車場から県境までの区間に、観光用駐車スペースは設けず、道路利用者には道路を横断する野生動物への注意を払いつつ速やかに通過してもらうことが有効だと考えられる。ただし、道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースは確保する必要がある。	<u><2020.7.31></u> （只見町） 只見ユネスコエコパーク支援委員会の答申を踏まえ、国道289号八十里越道路（福島県側）沿線に観光用駐車スペースを設けることは希望しません。また、道路利用者が道路を横断する野生動物へ注意しつつ速やかに通過するとともに、地元住民・土地所有者の諸権利の確保を両立する有効な方法を研究の上、検討して参ります。 <u><2021.6.11></u> （只見町） 道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースについての計画については検討中です。

第 12 回只見ユネスコエコパーク支援委員会会議の討議結果に対する対応検討

No.	第 12 回只見ユネスコエコパーク支援委員会会議の討議結果	第 12 回只見 BR 推進協議会における南会津建設事務所回答 (2021.3.26)	南会津建設事務所の補足回答 (2021.7.19)
1	国道 289 号八十里越の工事が進み、開通が迫る中で、道路開通が周辺環境に及ぼす影響が危惧され、人と自然との共生を実現する国際モデル地域である BR 地域としてその対策が急がれ、協議会の諮問を受け、支援委員会が現地視察と検討を行う中で、問題の成立、対策を答申してきたところです。これを受けて、協議会と関係機関が協議を行った結果、解決のための努力が図られることになったことは、只見地域において MAB 計画の BR 事業を進める上で大きな前進と考えます。しかし、国道 289 号八十里越道路の開設に伴う自然環境・生物多様性への影響には未解決の課題が多く、早急に解決することが望まれます。特に現在の「八十里越道路環境検討委員会」においては BR の存在が念頭に置かれて論議されていないように思われます。そこで支援委員会は、その答申において、「八十里越環境検討委員会」へ地元代表者として只見町を参画できるよう提案したところではあります。道路建設における BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保するべく、協議会および只見町には下記の事項について検討いただくことを提案します。	まず、環境検討委員会への参加につきましては、建設工事着手にあたりまして自然環境への影響を十分に把握して適切な保全措置を講ずる必要があることから、その具体的な環境保全対策の検討を行うことを目的として平成 9 年から学識経験者から組織されている委員会であります。 委員会にて猛禽類、希少動物等の保全措置等について意見いただき、事業者が適切に対策しており、県としては新たに委員を加えるということは考えていないということです。エコパーク地域として独自の保全措置や参考とすべき文献等がございましたらご教示願います。 続きまして、情報公開の件でございますが、環境検討委員会につきましては非公表でございまして、生息種の情報につきましては、猛禽類の保護の観点、および福島県の情報公開条例に基づきまして、公表を控えさせていただきたいと思っております。 猛禽類保護の件につきましては、モニタリング結果を提供いただける場合につきましては、その結果を踏まえまして八十里越環境検討委員会において、保全措置等を検討して参りたいというふうに考えております。	環境検討委員会委員説明の際に、「このエリアはユネスコエコパークの一部で、国際的な自然保護エリアであるということを念頭に動植物に配慮いただきたい。」と説明した上で御意見を頂いています。 建設工事にあたっては、平成 9 年から学識経験者で組織されている八十里越道路環境検討委員会にて猛禽類、希少動植物等の具体的な環境保全対策について助言を受けながら検討を進め、事業者が適切に工事計画に反映しています。 引き続き、八十里越道路環境検討委員会の助言を受けながらモニタリングや検討を進め、BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保する予定です。 なお、BR における課題については、長岡国道事務所にも情報提供しています。
2	①協議会推薦の専門家の環境影響検討委員会への参加 環境検討委員会が専門家による委員会であるならば、只見町ないしは協議会が推薦する専門家（BR に精通する生態学者）を委員に加えることを再度検討いただき、これを八十里越道路環境検討委員会事務局に要望してください。	両生類につきましては、今年度の 4 月より爬虫類および両生類等を対象にした調査を実施しておりまして、令和 3 年度から爬虫類および両生類等が道路に入らない構造の擁壁工事を進めて参りたいと思っております。 なお、今後も引き続きモニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきたいと考えております。	本事業では、引き続き、八十里越道路環境検討委員会の助言を受けながらモニタリングや検討を進め、BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保する予定です。 環境検討委員会は、新型コロナの感染拡大に伴い、現在、委員に対して個別説明を行い、工事着手の了解を得ている状況です。 なお、BR における課題については、長岡国道事務所にも情報提供しています。

3	② 環境影響委員会の審議内容の情報公開 現在の環境影響検討委員会の審議内容は、全て開示されるのではなく選択的提供(黒塗りのないしは一部消去したコピーの提供)になっています。これは、希少種保護のための情報管理を理由にされていますが、これとは直接関係のない内容まで非公開となっており、協議会として情報の開示を強く求めています。		環境検討委員会は非公表のため、生息種の情報については、猛禽類の保護の観点及び福島県情報公開条例に基づき、公表を控えさせていただきます。
4	③ 大型猛禽類の保護 大型猛禽類（イヌワシ、クマタカ等）について、支援委員会からの答申では大型猛禽類（イヌワシ、クマタカ等）の繁殖環境の確保を求めましたが、第11回只見ユネスコエコパーク推進協議会ではその具体策は建設主体に任せるという議論にとどまっています。一方で、当該項目に対する福島県南会津建設事務所の回答では、 “・静寂性について、モニタリングの継続により大型猛禽類の繁殖状況を確認し、繁殖が確認された場合、工事工程等の調整により影響の最小化に努める。” “・営巣地が人間に直視されないような対策について、現在までは工事箇所から直視できる位置での繁殖は確認されていませんが、そのような状況が確認された場合、適切な対策を講じることを検討し、対応してまいります。”となっています。 しかし、八十里越環境検討委員会の資料からは福島県側においてイヌワシペアが2018年に工事現場から直視できる極めて近い場所で繁殖行動(営巣、産卵、抱卵、孵化、育雛)を行っていたことが判明しており、また、只見町ブナセンターと支援委員会委員が2020年から行った調査でも営巣・繁殖の可能性が確認されています。したがって、当地域においてモニタリングを実施している福島県南会津建設事務所、会津森林管理署南会津支署、只見町ブナセンターは、モニタリングの結果を共有するとともに、その保護・保全に関する対策を協議すべきです。		会津森林管理署南会津支署、只見町ブナセンターに対して、モニタリング結果の共有、保護・保全に関する対策を協議する機会を設けることについて検討いたします。

5	④ 両生類について 両生類に関して、答申①-4 に対する対応について、モニタリングと対策（這い上がれない構造、ボックスカルバートへ誘導する構造の設置）を講じることですが、白沢平地区では特に既設のボックスカルバートの間隔が両生類にとっては広く、数も少ないものです。両生類のどの種が道路のどの箇所を横断しているかの調査も必要ですが、這い上がり防止の構造を設けたとしてもサンショウウオ類には数十m以上も経路を変更するほどの移動能力はなく、現状設置されているボックスカルバートに誘導するのは、少なくとも距離的な面では難しいのではないかと予想されます。したがって、ボックスカルバートその他の移動路となる構造物の増設も含めた対策を検討が必要です。 現状の道路構造のままであれば、他の地域の例から考えて、開通直後は相当数の両生類の轢死が発生するものと思います。少しでも被害を軽減するために現状把握のためのモニタリングとそれに基づく対策を引き続き強化する必要があります。		白沢平地区でのボックスカルバートその他の移動路の増設については、現在、両生類の生息、移動に関するモニタリング調査を継続して行いデータを収集しています。その結果を踏まえて、対策を検討し、工事計画に反映させる予定です。
6	支援委員会としても、道路開設に伴う影響を最小化するための具体的な手立てについては専門的な助言を提供するなど協力・支援していく考えであります。協議会においても、只見町を窓口とした交渉を強化し、諸問題の解決に取り組むことを期待します。		建設工事にあたっては、平成 9 年から学識経験者で組織されている八十里越道路環境検討委員会にて猛禽類、希少動植物等の具体的な環境保全対策について助言を受けながら検討を進め、事業者が適切に工事計画に反映しています。引き続き、八十里越道路環境検討委員会の助言を受けながらモニタリングや検討を進め、BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保する予定です。 なお、BR 地域として、独自の保全措置や参考とすべき文献等がありましたら、ご教授願います。

報告事項について

環境省東北地方環境事務所

報告事項名	只見柳津県立自然公園区域の越後三山只見国定公園への編入について
内容	○環境省では、福島県と共同で自然環境の保全と調和を図りながら適正な利用を推進し交流人口の拡大を目指す『ふくしまグリーン復興構想』を策定し、取り組みを進めています。 ○その一環として、福島県自然公園条例に基づき指定されている只見柳津県立自然公園の区域について、自然環境や景観の適切な保護・保全、適正利用の推進を一体的に行えるよう、越後三山只見国定公園に編入する予定です。 ○現在、中央環境審議会に諮問して答申をいただいたところで、今秋には国定公園への区域編入の官報告示を行う予定です。

■ふくしまグリーン復興構想について

自然資源活用による復興

「ふくしまグリーン復興構想」は自然環境の保全と調和を図りながら適正な利用により、国内外の交流人口の拡大を目指します。福島県と連携し、自然公園の利用者や各地域のニーズ等の把握に努めながら、3つの柱に沿って本構想の実現に取り組みます。

☑ 3つの柱と具体的取組

国立公園・国定公園の 魅力向上

自然公園の魅力を活かし、磨きあげ、公園の特徴をいかしたコンテンツを創出。



環境変化を踏まえた 県立自然公園の見直し

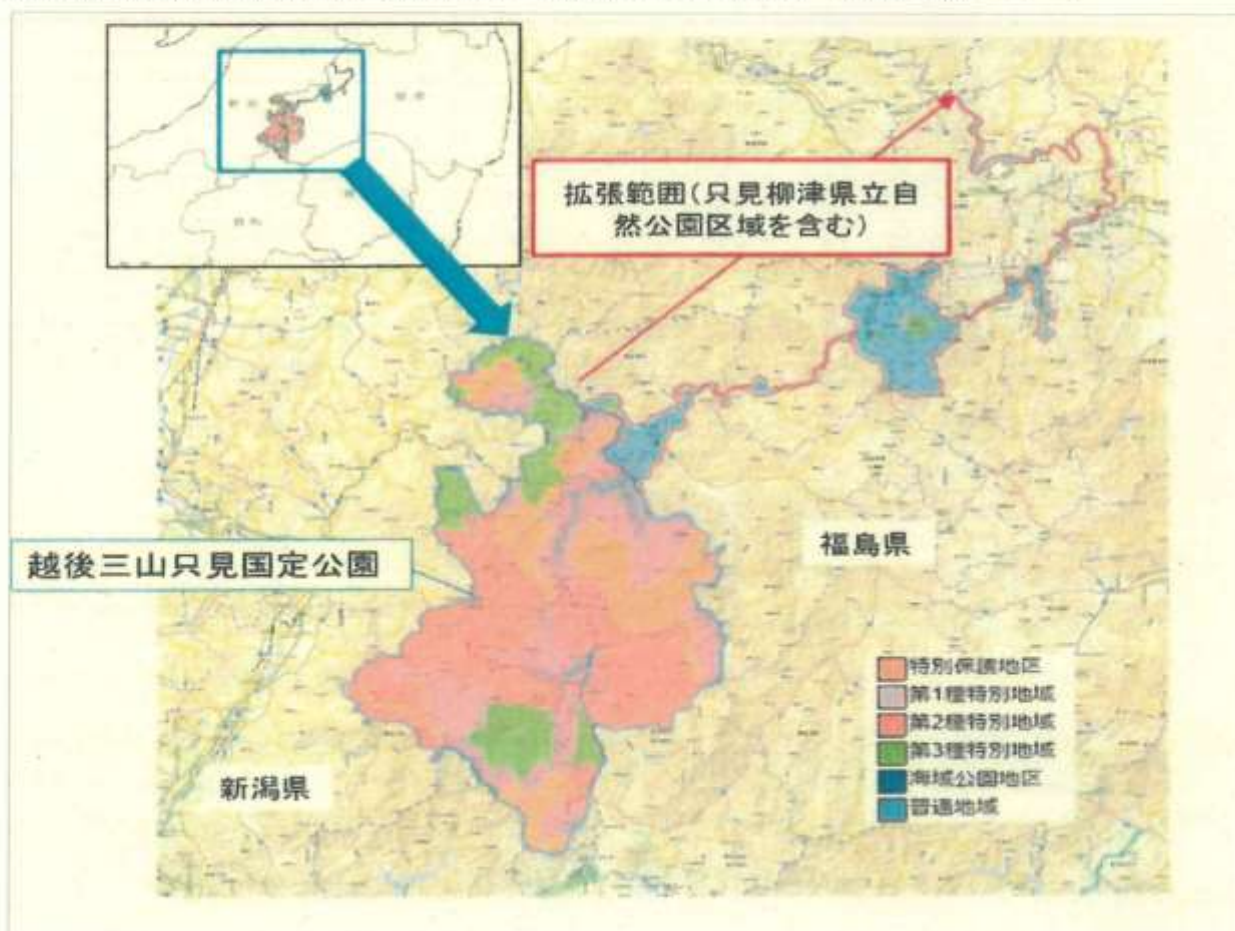
只見柳津県立自然公園と越後三山只見国定公園を一体的に管理し、保護と適正利用を推進するための調査、検討。

国立公園・ 国定公園を中心に 福島県内を広く周遊する しくみづくり

ロングトレイルの設定等
自然資源等をつなぎ合わせ
広域周遊や何度も訪れたい
くなる仕組みを構築。

- 国立公園
①磐梯朝日 ②日光 ③尾瀬
- 国定公園
④越後三山只見
- 県立自然公園
⑤雪山 ⑥霧ヶ峰 ⑦南湖 ⑧奥久慈
⑨阿武隈高原中部 ⑩夏井川渓谷
⑪大川洞窟 ⑫只見柳津 ⑬松川湖
⑭磐梯海岸 ⑮新米

■只見柳津県立自然公園区域の越後三山只見国定公園への編入について



報告事項について

福島県南会津地方振興局

報告事項名	只見柳津県立自然公園の越後三山只見国定公園への編入について
内容	○概要 環境省と共同で策定した『ふくしまグリーン復興構想』に基づいた取り組みを進めている中、その一環として、只見柳津県立自然公園とその周辺の一部区域について、現在の越後三山只見国定公園との地理的な連続性及び風景の一体性、並びに利用の連続性を踏まえて、現状の只見柳津県立自然公園全域とその周辺部の一部を国定公園として拡張するもの。 ○国定公園編入までの経緯 平成 30 年度：奥会津五町村活性化協議会が県に対し、県立自然公園の国定公園編入に向けた調査、検討に関する要望書を提出。 令和元年度：県が越後三山只見国定公園の公園計画点検のための調査・検討業務を実施（公園内の文献、利用状況、社会環境、権利制限関係に関する調査）。 令和 2 年度：・県が国定公園編入に係る関係機関調整や地元説明会等を実施、公園変更書、指定書、計画書、計画図の各案を作成。 ・11 月、ふくしまグリーン復興推進協議会総会において、知事が環境省自然環境局長に対し、国定公園編入に係る申し出を実施。 令和 3 年度：・6 月、中央環境審議会自然環境部会自然公園等小委員会において国定公園の編入について審議。 ・7 月に中央環境審議会から環境大臣に対し、諮問のとおりとすることが適当である旨、答申。 ・<u>秋以降に告示し、国定公園編入が完了する見込み。</u> ○国定公園編入後の区域 別紙のとおり。

別紙

○越後三山只見国定公園 拡張区域

拡張区域	拡張面積
喜多方市 高郷町の一部	+361 ha
南会津郡只見町内 国有林会津森林管理署南会津支署 1121 林班から 1122 林班の全部並びに 1117 林班、1123 林班から 1124 林班及び 1133 林班の各一部 南会津郡只見町 塩沢、蒲生、叶津、只見、石伏及び田子倉の各一部	+4,030 ha
耶麻郡西会津町 群岡、上野尻及び登世島の各一部	+698 ha
河沼郡会津坂下町 高寺及び片門の各一部	+124 ha
河沼郡柳津町 柳津、郷戸、飯谷、藤及び細八の各一部	+1,086 ha
大沼郡三島町 桧原、名入、川井、大登、宮下及び早戸の各一部	+837 ha
大沼郡金山町内 国有林会津森林管理署 547 林班から 548 林班まで、550 林班から 552 林班まで、555 林班から 556 林班まで及び 646 林班から 647 林班までの全部並びに 549 林班、553 林班、557 林班、608 林班から 610 林班まで、645 林班及び 648 林班の各一部 金山官行造林地 1 林班の全部 大沼郡金山町 大栗山、小栗山、川口、大志、太郎布、中川、沼沢、水沼、玉梨、横田、大塩及び滝沢の各一部	+9,435 ha
合 計	+16,571 ha

○越後三山只見国定公園（福島県地域）の面積（編入後）

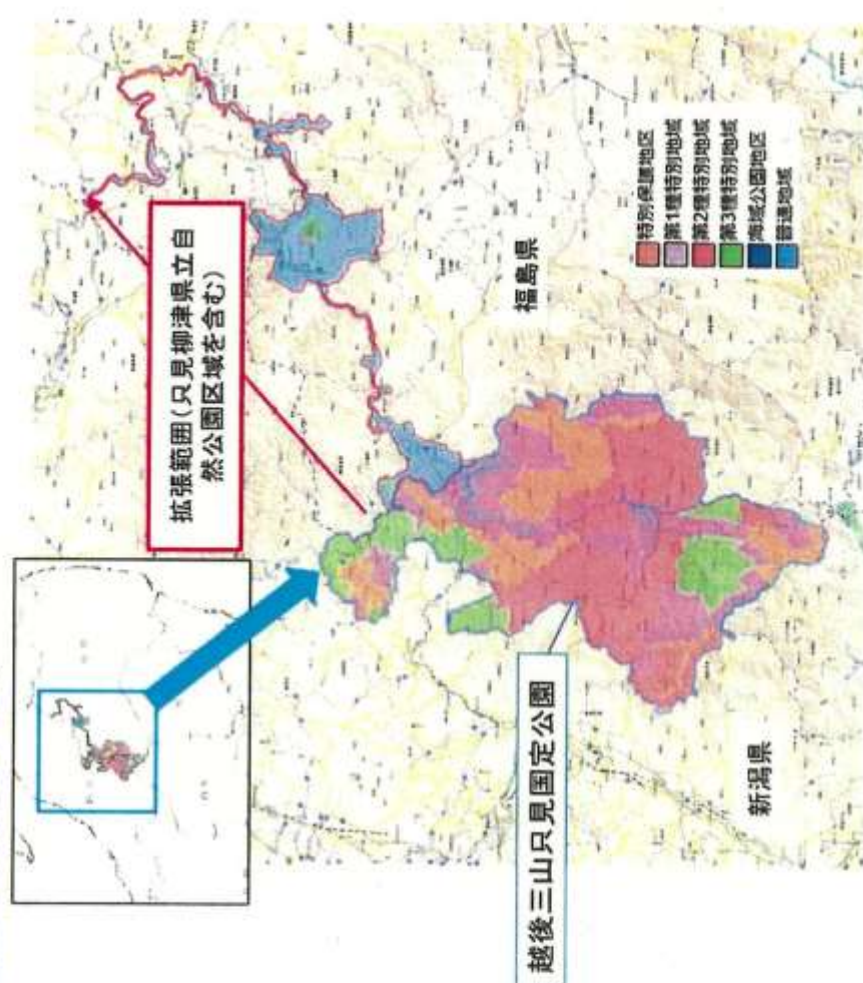
【単位：ha】

	特別保護 地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	普通地域	合計
福島県 地域全体	11,011	12,890	10,150	609	15,771	50,431

①只見柳津県立自然公園等の越後三山只見国定公園への編入について

○公園区域の変更

越後三山只見国定公園との地理的な連続性及び風景の一体性、並びに利用の連続性をふまえ、現在の只見柳津県立自然公園全域とその周辺部の一部を国定公園として拡張する。



報告事項について

電源開発株式会社東日本支店田子倉電力所

報告事項名	滝調整池堆砂処理計画の確実な実施に伴う土砂置場の設置について
内容	背 景 : 当社では、滝調整池堆砂処理計画として、土砂堆積に伴う洪水位上昇による浸水被害防止のため、流入し堆積している土砂を浚渫等しています。年間 10 万m^3程度の土砂を継続的に浚渫等行う必要があるため、搬出（保管）する場所が必要になっています。なお、撤去した土砂の一部は有効利用の促進に努めています。 事業内容：滝調整池から浚渫等した土砂を搬出（保管）するため、蒲生川上流北山地区に土砂置場を設置し、令和元年 9 月より搬入を行っています。 場所：只見町蒲生区北山地区 面積：約 40,300 m^2 取組み : 本土砂置場がユネスコエコパークのエリア内（移行地域）に設置されていることに鑑み、土砂置場の設置、土砂の運搬に際しては、関係する河川法、森林法、自然公園条例および景観条例等、既存の法令等の申請・届出にあたり、只見町をはじめ関係機関と相談のうえ、所要の許認可を得て実施しています。 昨年度は、本作業範囲内にアカハライモリやミクリ等の動・植物を確認したことから、隣接する社有地内に類似環境を整えてから移植を行いました。今年度は、只見町からの要望及び専門家の意見を踏まえ、移植後の経過観察を行いながら引き続き水生環境の保全に努めるとともに、土砂置場排水設備においては、水生生物の避難場所として蓋設置による日陰を設けたほか、退避対策として簡易スロープやネット等を設けました（別添資料）。今後は状況を確認しながら引き続き改善するよう対策を講じていきます。 土砂の運搬にあたりましては、土砂運搬に伴う路面損傷について適切に補修を行い、地元の皆さまにご理解を頂いたうえで安全確保と生活環境への配慮を行い、実施しています。

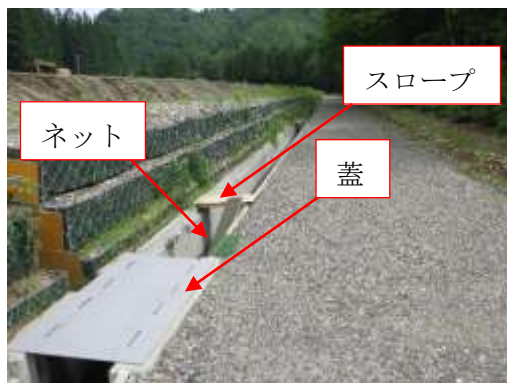


写真 1.各集水桝の状況

各集水桝に蓋・ネット・スロープを設置



写真 2.蓋詳細



写真 3.ネット詳細



写真 4.スロープ詳細

報告事項について

伊北地区非出資漁業協同組合

報告事項名	1. 魚族在来魚保護と生態系保全の為にカワウの調査、駆除、追払いの重要性 2. 魚族在来魚保護と生態系保全の為に外来魚（ブラックバス）駆除の重要性 3. 定期的な河川の環境調査の重要性
内容	1. 只見町にカワウが飛来し、その数が増えたのは平成17年頃から滝湖にコロニーを確認。その後も滝湖、田子倉湖、伊南川でも多く確認され、その食害による被害は甚大なものとなった。しかしながら、捕獲数より増殖する数が上回り、魚族の生態系が崩壊して来ているのが現状。 従来からの駆除方法として銃器による駆除と花火等による追払い実践しているが、その作業にあたっては、人件費、船舶借上等、経費が高く、効果を向上させる為の事業継続は難しい課題である。 福島県の環境保護課や内水面漁業連合会による全国一斉の調査や独自調査を実施し、カワウ対策の勉強会にも参加している。 2. 田子倉湖に放る外来魚の個性型は40～50cmを超える大型魚があり、群生をなして移動しているものも発見されている。その駆除対策として、人口産卵床設置により産卵した卵の死滅作業による繁殖抑制、刺網による捕獲、水中銃、釣りによる捕獲を実行しているが、その数は限りがあるのが現状。 しかしながら、事業継続によりその個体数は減少傾向にあるが絶滅には至らない。 事業継続の為の経費負担に圧迫されているのが現状。 3. 電源開発株式会社様の協力により滝調整池ほか河川環境調査（魚族・底生動物）を春季・夏季・秋季に実施している。今年度は小戸沢、大赤沢、只見湖、叶津川、蒲生川、塩沢川、只子沢を予定している。 1.2.の事業による魚族生態系保全に係る経費補助をお願いしたい。

只見ユネスコエコパーク支援委員会委員名簿

任期：～R4. 3. 31

	所属・役職 等	氏名（敬称略）	専門
1	Botanical Academy 代表 新潟大学佐渡自然共生科学センター フェロー 新潟大学名誉教授	崎尾 均	森林管理学
2	横浜国立大学 大学院環境情報研究院 自然環境と情報部門 環境生態学分野 教授	酒井 暁子	樹木生態学
3	日本自然保護協会 主任	朱宮 丈晴	環境保全学
4	福島の食文化研究家・管理栄養士	平出 美穂子	食文化
5	特定非営利活動法人福島県有機農業ネットワーク 事務局長 日本有機農業学会 理事	長谷川 浩	有機農業
6	新潟大学 農学部 助教	伊藤 亮司	農業経済
7	福島県立博物館 学芸課 専門学芸員	小林 めぐみ	美術
8	元新潟大学農学部 教授	有田 博之	農業工学
9	山形大学 農学部 客員教授	齊藤 正一	森林保護
10	福島県農業総合センター浜地域研究所 専門研究員	三田村 敏正	応用昆虫学
11	公益財団法人ふくしま海洋科学館	春本 宜範	魚類
12	国立科学博物館 動物研究部 研究員	吉川 夏彦	爬虫両生類
13	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 北海道支所 主任研究員	菊地 賢	生態遺伝
14	(公財)日本自然保護協会参与 オリ根自然センター代表	横山 隆一	自然保護、猛禽類
15	東洋大学 文学部 英米文学科 准教授	金子 有子	溪畔林、生態遺伝
16	早稲田大学名誉教授	三浦 慎悟	動物生態学
17	前只見ユネスコエコパーク推進専門監	鈴木 和次郎	森林管理



ちよーこく
記者発表

令和3年 4月22日

本紙の投込みをもって解禁

記者発表資料配布先

福島県政記者クラブ
長岡市記者会
長岡地域記者会
三條新聞

はちじゅうりごえ

国道289号八十里越の「環境検討委員会」の結果 と工事再開について

長岡国道事務所では、今般「第48回八十里越道路環境検討委員会」を開催し、有識者の方々からご意見を伺いました。

この結果について、以下のとおり、お知らせします。

なお、今回の委員会は書面形式により開催しました。

（第48回八十里越道路環境検討委員会の結果）

国土交通省施工区間及び福島県施工区間では、希少猛禽類の繁殖への影響は予見されない。

（委員会の結果を受けて）

・国土交通省施工区間及び福島県施工区間では、4月22日（木）以降、モニタリング調査を継続する等、引き続き環境に配慮しながら、順次工事に着手します。

【お問い合わせ先】

●八十里越事業に関すること

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所 副所長（改築） いその のぶき 磯野 信樹

〔電話〕 0258-36-4551（内線204） 〔FAX〕 0258-33-7566

●福島県施工区間に関すること

福島県 南会津建設事務所 事業部長 すだ ひであき 須田 秀明

〔電話〕 0241-62-5303 〔FAX〕 0241-62-5340

ふるさとの めくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

なかざわ

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン
携帯電話

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/>

携帯版



スマホ版



八十里越道路環境検討委員会

委員会設立の目的

国道289号八十里越は、県境の「八十里越」と呼ばれる越後山脈の豊かな自然に恵まれた越後三山只見国定公園をはじめ、奥早出栗守門県立自然公園、只見柳津県立自然公園を通過します。

当該地区は特に豊富な自然が保たれているため、建設工事にあたっては、自然環境への影響を十分把握し、適切な保全措置を講ずる必要があることから、その具体的な環境保全対策の検討を行うことを目的として、学識経験者で組織する「八十里越道路環境検討委員会」が設立されました。

委員会の開催状況

- ・平成 9 年 4 月 2 1 日 第 1 回八十里越道路環境検討委員会
(中略)
- ・平成31年 4 月 1 7 日 第44回八十里越道路環境検討委員会
- ・令和 元年12月26日 第45回八十里越道路環境検討委員会
- ・令和 2 年 3 月 第46回八十里越道路環境検討委員会
- ・令和 2 年11月 第47回八十里越道路環境検討委員会
- ・令和 3 年 4 月 第48回八十里越道路環境検討委員会

委員名簿

組 織	氏 名	所 属 八十里越道路環境検討委員会	専 門
委 員	阿 部 學	日本猛禽類研究機構 理事長 (前新潟大学農学部教授)	野生生物全般
〃	大石 智弘	国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室 室長	緑化・生態全般
〃	木 村 勝 彦	福島大学 共生システム理工学類 教授	植 物
〃	千 葉 晃	日本歯科大学 名誉教授	哺乳類・鳥類

(委員は、五十音順)

国道289号(八十里越)平面図

